

第四十回 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

昭和三十七年五月四日(金曜日)

午後三時四十五分開会

委員の異動

五月二日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として永野護君を議長において指名した。
本日委員永野護君辞任につき、その補欠として村山道雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高野 一夫君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
阿具根 登君

委員

勝保 稔君
佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
久保 等君
相馬 助治君
村尾 重雄君
石田 次男君

国務大臣

厚生大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

厚生政務次官 森田重次郎君

厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君

厚生省保険局長 高田 浩運君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

参考人

日本医師会会長 武見 太郎君
日本歯科医師会常務理事 辻本 春男君
国民健康保険中央会専務理事 小島 徳雄君
健康保険組合連合会会長 安田彦四郎君
慶応義塾 大学教授 國 乾治君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○栄養士法等の一部を改正する法律案(石原幹市郎君外二十四名発議)
○栄養士法等の一部を改正する法律案に関する件
○臨時医療報酬調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高野一夫君) ただいまから本日の社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。五月二日付をもって村山道雄君が辞任され、永野護君が選任。同じく四日付をもって永野護君が辞任され、村山道雄君が選任されました。

○委員長(高野一夫君) 理事の補欠互選を行います。ただいま報告のとおり、村山理事が一時委員を辞任されたために、理事に一名欠員を生じております。この際、理事の補欠互選を行ないます。慣例に従いまして、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

村山道雄君の補欠として、村山道雄君を理事に指名いたします。

○委員長(高野一夫君) ただいま栄養士法等の一部を改正する法律案(参第一六号)について撤回の請求が発議者から参りました。本法案の撤回を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。よって撤回を許可することに決定いたします。

○委員長(高野一夫君) ただいま委員長の手元に、栄養士法等の一部を改正する法律案につきまして、その草案が提出されております。本草案を議題といたします。

まず、提出者から草案の趣旨説明を求めます。村山道雄委員。

○村山道雄君 ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案草案について、その提案の理由を説明申し上げます。

本草案は、御承知のごとく、ただいま撤回が許可になりました同名の法律案(参第一六号)にかわりまして提案されたものでありまして、今回は参議院の各派共同提案ということになり、したがって、委員会提出法律案の形をとった次第であります。

内容は、ただいま撤回になりました参第一六号の法律案と全く同様であります。参議院から省略させていただきます。以上をもちまして提案理由の説明といたします。

○委員長(高野一夫君) 本草案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三によりまして、内閣に対し、意見を述べた機会を与えなければなりません。よって、本草案に対する内閣からの意見を聴取いたします。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 本法律案につきましては、登録試験費用につきましては、後年度の負担を約束する点に予算関係法律案として問題がありますが、栄養士の資質向上の必要性にかんがみ、政府といたしましては、やむを得ないものと認めておる次第でございます。

○委員長(高野一夫君) ただいままでの審議によりまして草案が確定いたしました。よって本草案を、栄養士法等の一部を改正する法律案として、本委員会から提出することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めて、さよに決定いたします。

なお、ただいま決定いたしました委員会提出法律案につきましては、議院の会議における提案理由の説明の内容は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) それでは、ただいまから臨時医療報酬調査会設置法案を議題といたします。

本日は、本件審査上の参考にあつたために、参考人の各位に御出席をお願いいたしました。委員会を代表いたしまして、参考人の皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会が目下審議を続けております臨時医療報酬調査会設置法案につきましまして、参考人の方々から御意見を忌憚のないところを拝聴いたしました。参議院、当委員会全員、参考人として審議を続けたいつもりでございます。御多忙のところ、まげて御出席願ひいたしました。ことに二時半においでをお願いながら、本会議の都合によりまして、たいへんお待ちいたしましたことを、心からお詫びをいたします。

ちよつと速記をとめて。
「速記中止」
○委員長(高野一夫君) 速記をつけ

各委員にお諮りいたしますが、まず、参考人の皆さんの御意見を聴取いたしました上で、あとで参考人の方々に対する質疑に移りたいと思ひます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。
それでは、これから順次参考人の

方々の御意見を聴取いたします。健康保険組合連合会会長安田彦四郎さんをお願いいたします。

○参考人(安田彦四郎君) 臨時医療報酬調査会法案の参考人としてお呼び出しを受けました健康連の会長の安田でございます。この調査会法案に關する私の意見を申し上げます前に、この医療費の問題が、一昨昨年以来、こんなとんとおりました状況等を一応御報告を申し上げます、私の考えを申し上げます。

この医療費の問題は、常に社会的に大きな問題を起すので、私も、私ともいいたしましては、ぜひ何と、これとお世話になっておる医師会の先生ともどもに話をしていけないうものかと念願いたしておりましたのでありますが、過去二年間にわたりまして、診療担当者の諸先生が、旧来の中央医療協議会にお出ましになっていただけない、それで、どうもその運行ができていない、で、話は飛びますが、昨年の二月に、政府におかれましては、そのこととんとした状況を何とか打開したい、また、それまでの中央医療協議会には診療担当者がおいてはならない、かようなので、何とか出るようにしたい、かようなことで、当時厚生大臣の古井大臣が、社会保険制度審議会に、適正な診療費を決定する方途についてという諮問をされたのであります。私は、当時社会保険制度審議会の末席を汚しておりましたので、委員会におきましては、かような問題をお取り扱いますことはお断りしたらいだらう、かような空気に相なっておったのであります。が、たつての政府の、このこととんとした状況を打開するには、さようなと

ところで何かいい方途を見出していたかどうか、また、その結論については、政府は、どうあらうともそれによつてぜひそのとりに従つていきたい、かような非常な熱心な申し出がございました。それを私も伺ひまして、社会保険制度審議会におきましては、一カ月間にわたりまして、その方途を見出すべく努力いたしまして結論を出したのであります。それがたまたま問題になっておりますこの適正な診療報酬、医療費の適正報酬を作るルールを作つたのであります。で、診療担当者の出ていただけない中央医療協議会というものは、旧来四者構成であるものを三者構成にした、この二つの問題を不可分一体として三月二日に答申いたしましたのであります。で、その答申をされた案を、政府におかれましては、過ぐる昨年の通常国会に提出されたのであります。まあどういふこととでございまして、審議未了で廃案といひますか、法律化されなかつた。その後厚生大臣がおかれましては、この法案を臨時議会で、いわゆる私どもは不可分一体だと思つておつたのであります。それが臨時医療報酬調査会の法案というものが出来たので、四者構成を三者構成に改組いたしました。法律だけが出されたのであります。また、私もよく存じなかつたのであります。が、このとき問題になつていなかつた地方の医療協議会の改組まで出たのであります。ここで私も伺ひたい、願ひたいのであります。この臨時医療報酬調査会設置法案というものは、この中央の医療協議会を改組いたします二つの不可分一体の法律とし

て社会保険制度審議会で答申されて、しかも、政府は約束されて、それを実行されたいといふところに、私も、私は、よく世間あるいは皆様方から、おまへたちは医師会の先生とけんかしてゐるといわれるが、決してそうではございませぬ。政府が約束されたことをぜひ履行していただきたいといふことを申し上げておるわけでございまして、したがうして、私も伺ひたい、臨時医療報酬調査会設置法案というものは、いわば社会保険制度審議会で各政党的の諸先生も、社会党、自民党はもちろん、また、各団体の代表者、学識経験者、いわば国民的の代表が集まつて、非常に苦心して結論が出た。当時私は、社会保険という制度でやつております今日の医療保障の一つの方法、この医療費を審議いたしますのは、当然お世話になっておりますところの診療担当の先生たちと、少なくとも保険の運営でございまして、保険者とは当然お話をする、それに保険料を負担していただいておりますところの事業主なり被保険者、労働組合の方々も入る、学識経験者、ともども四者構成といふものは、今日においても、私は正しい保険の運営のあり方、審議する一つのりっぱな方式だと考えております。が、しかし、それは診療担当者が乗つていただけないので、今後何とかスムーズにいけるには、これを三者構成にしたほうがいいという社会保険制度審議会の大方の御意向であり、しかも、それは今後国民が困らない、また、医師会の先生が一斉休診であるとか総辞退であるとか、さようなことのない、また、これが力と力と

の政治力によつてこの医療費をうやむやのうちにきめるといふことのないように、さようなことを勘案されまして、不可分一体の法律としてこれがいのだという大方の結論でございまして、私も、私も四者構成を三者構成にする必要はない、かように考えたものではあります。が、いかに国民的の代表の御決定でありますので、私もこの臨時医療報酬調査会法案、この新しい中央の医療協議会の改組、かようなものに賛成して参つた。ところが、その後、ただいま申し上げました一方だけお取り上げになつたといふことで、私も支払いの団体は、政府に、お約束が違つてはいないか、かようなことを申し上げておつたのであります。また、私も伺ひたい、いま一つ切実な問題があるので、ございまして、昨年の八月、いわゆる尾厚生大臣になりまして、医療懇談会といふものがございまして、二・五の医療費の値上げがございまして、二・五の医療費の値上げがございまして、緊急性正という問題をお取り上げになりました。二・三、これは私もから申しますと、医療費を約百億円から増加する。すでに七月に医療費の改訂がありまして、私も医療の経済実態等から、決して一文も上げてはならぬといふことを申すわけではあります。が、さような実績なしに、また、医師会の諸先生方の御不満のうちにきまつた七月の医療費の増高でありますので、もう少しその結論を見るべきではないか、かようにお願いもいたしたのでございまして、とにかく十二月一日から医療費の二・三%を増高することになった。一年二回の増高でありま

すが、将来の医療問題というのは全部解決できるのだ。したがって、今問題になっているいわゆる社会保険制度審議会が答申した原案のまま、また、法律もりっぱに通していただけたと思ひ、また、診療担当の方にも、ともどもに納得の上で将来スムーズにやつていける、また、自分はやつて見せるという厚生大臣の私どもに対するお約束がありましたので、さようなことでは了承して、今日政府におかれましては、臨時国会において一方だけお取り上げになつて、おそれそれは社会保険制度審議会の答申なり、自分らが受けた答申と違つていふような意味合い、あるいは不可分一体のものであるといふような御理解のもとに、再びこの片手落ちになつておりましたところの調査会法案といふものを提出された。私は、これがぜひ御審議を経て法律化されますならば、今までのような、あの政治力によつて医療費といふものを解決しなければならぬという問題が少なくともなくなる、かようなことを念願いたしまして、将来はスムーズに医療費問題といふのはお互いがお話し合ひができる、かような確信のもとに、この調査会法案をすみやかにお取り上げいただきまして、法律ができました。することを念願いたすわけでござい

○委員長(高野一夫君) どうもありがとうございます。どうございまして。

○委員長(高野一夫君) 次に、日本歯科医師会常務理事辻本春男さんをお願いいたします。

○参考人(辻本春男君) 日本歯科医師

会の社本でございます。本法案が国会に上程されて、会期末のきょうを控え、私も参考人として意見の一端を先生方にお聞き取り願う非常によい機会を持ていただきました。感謝いたしておる次第でございます。

私は、この法案が国会において取り扱われますとき、もうすでに先生方の耳に入っておるだろうと思いますが、医療団体が強くこれに反対の意思表示をし、また、全国の医療担当者が、現在この法案をめぐって、置かれておる政府の態度、また、国会の態度に對しまして、非常に関心を持ち、また、その成り行きを注視しておる、こういう観点に立ちまして、日本歯科医師会の意見を述べるとともに、仲間の医療担当者として、全国三万の歯科医師の現在の考え、また、現在とっておる態度、こうしたものを訴えたいと思う次第でございます。

まず第一に、この会期末の迫ったきょう、そうした大きい反対の聲があるところのこの法案を、一挙に万一成立になるといふようなことがあれば、医療担当者は、これは今まで数年来抱いておりました感情に倍加する大きな不満を私は持つだろう、こういうふうに思う次第でございます。この点に關しまして、本日相当切迫した時期でございますので、十分に先生方の御考慮をわすれられない、かように考える次第でございます。

次に、本法案がこの国会に上程されたということ、三十八国会に上程された当時の意義は、私は全く違ふものがあるかと思ひます。なぜかならば、この法案は、中医協の改組の問題ととも、なるほど社会保障制度審議会が

答申せられた案でございますが、この昨年の三月二日という時点における社会保障制度審議会のこの意見、また、七月三十一日から八月を迎え、例の政府並びに自民党の最高幹部各位と私どもが十分に話し合いましたあの妥結の四項目なり、その後開かれたところの八日間における医療懇談会の了解事項、こうしたものから成り立つておる。今日この法案を三十八国会に上程當時と同じ意義をもつてみることは、私はできないと思ひます。医療問題はつきましては、ずいぶん問題が山積しております。また、残念ながら、支払側とわれわれ医療担当者側におきましては、大きい意見の食い違いもあり、いろいろ先生方をわすれずにおる問題もあるわけでございますが、昨年八月一日を契機といたしまして、こうしたほんとうの国民の医療をどう解決していくかという問題については、なかなか懇談のうちにその方途を見出すというところを政府もお考えになり、また、われわれもこの相談に乗ったわけでございます。八月一日を契機といたしまして、その後は私も歯科医師会、医師会、薬剤師協会ともに、そうした話し合いの場に臨んで、そこで忌憚なく関係各位と話し合っていたしまして、そこの方途を見出していたしまして、こういふように考えていた次第でございます。したがって、現在三万の歯科医師が持つておる希望は、あはれ四つの原則、こうしたものと医療懇談会の四項目にわたるところの了解事項でございます。その詳細は、本日、日本医師会のほうから資料として、お手元に配付していただいたように聞いておりますので、すでに

御了承を得たところだろうと思ひます。こういう意味におきまして、本法案の取り扱いに關しましては、私は慎重に扱っていただきたい、こういうことをお願いする次第でございます。

さらに、非常に失礼な言い方でございますが、本法案を、もし修正意見等をもつてこれを律してこうというふうなお考えがあるならば、これまた同じところの道じやなからうか、こういうふうに思ひます。もうすでに本法案が三十八国会に上程された當時の理由はやんでおります。こうした関係において、この法案に対する賛成は絶対にできないわけでございます。

また、中医協の改組の問題でございますが、私もほかよく考えております。これは制度審議会が、中医協の改組と医療報酬調査会の二つの機構、こうしたものをもつて将来律していくというお考え、これは過去の考え方であつて、まだ今日としては、その前にやらなくちゃいけない事情があるのじやなからうか、こう思ひわけでありま。中央医療協議会のこの構成の問題、人的構成の問題につきましましては、数年来大きな不満を持つて私も訴えてきたわけでありま。国民皆保険、強制医療保険の制度が実現した今日、任意医療保険時代とは全く違つたものがあると思ひます。任意保険制度のものにおきましては、社会保険の主体は、あるいは保険者にあつたかもしませんが、しかし、国民皆保険、しかも強制下においてこうした医療保険が実施されようというときにおきましては、こうした問題は、国民と、また、これがわすれられぬ患者の立場におかれるならば、医師と患者との人間的な接触、人

間的な関係の上に医療というものが考えられなくてはならないわけでありま。したがって、医療保険、医療保障の問題は、過去の任意保険當時のようないわゆる四者構成、四分の一だけの医療担当者の意見を聞こう、こういう機構それ自体がもう脱皮しなくちゃいけない時期にきておつたわけでありま。そうしたことで、前国会において、全会一致の御意見のもとに、あつたならば、中医協ができたわけでありま。したがって、こうした皆保険下に即したところの、また、支払側と医療担当者、さらに国会のアグレマンをとられたところの、承認を求められた中立委員、こうしたりっぱな構成において行なわれるこの場においてこそ、最もなごやかにほんとうに理解するところの線が出るべきはすでござい。そうした中医協の改組以前において必要と考へられた調査会の考へ方は古いと思ひわけでありまして、まず第一に、こうしたりっぱなところの、また、時代に即した、旧態のからを脱皮したところの中医協のすでに発効を見ている。こうした機関を動かす、その上において、もしいかなければ二の策を考へなければならぬと思ひます。今までのそうした間違った機構の上に立つて、こんなとしておりましたもの、こうしたものを根拠にしまして将来を危惧するならば、これは大よそ間違ひだ、こういふように考へる次第でありま。私は、そうした形において、まづ今日の問題は、こうした調査会法

の開催をやらなくてはならないということとを訴えたいわけでございます。平和の方途をもつて医療の諸問題を解決しようという問題につきましては、先ほどから申し上げましたように、いわゆる七月三十一日の妥結事項、あるいはその後において具体的にプログラムの編成にかつた、また、難民厚生大臣を中心とした意見の吐露のもとに了解をみましたこの了解事項の誠実実施という問題が一番大きい問題だと思ひます。そこからスタートしなければ、日本の医療をめぐるところの山積した問題の解決の端緒は私はずかみ得ない、こういふように考へる次第であります。

社会保障の医療が普遍化したに依りまして、世論よく医は仁術だといふ。この仁術の仁術性、これが薄らいできておる。非常に皮肉な言葉かもしれませんが、医は仁術にあらずして算術だといふようなことを言つたりして、いふ意見がござい。しかし、医師と患者、この人間的接触、人間的な関係の上に成立する医の仁術性は、今日なお頌揚いたしております。確かにこれは私どもが日常の診療生活を通じまして、そこにびたり結びつたところのものがあるわけでありま。ただ一つ、その診療報酬の支払という形、こうした上に至る社会保険といふところのこの制度、また、社会保険制度に律せられた支払い方式が入つてくる。これが人間関係をささぐとしておる。したがって、患者の枕頭を訪れた医師と患者との間、この中には、毛頭普と交わらない医の仁術性は存在しておるわけであり

第七部 社会労働委員会会議録第二十六号 昭和三十一年五月四日【参議院】

ます。もしそうしたことを嘆くならば、この医の仁術性が、表面的にそういうような皮肉な言葉を受けるその根底となったものはどこにあるか、そうした基礎はどこにあるかというならば、ここにこうした社会保険の制度あるいは社会保険診療の支払い方式、こうしたものが介在してくる。当てがいふち的な診療報酬を押しつけて、また、患者と医師との両方が知らないうちにこうしたものにいろいろ制約を加えようというこの制度自体には私はあると考える次第でございます。これを解決する道は法律ではないと思ひます。国家の機構じゃないと思ひます。なごやかにお互いの間の話し合いの中で解決点を見出さなくちゃいけない。これは非常にうれしい形として、去年の八月、このすべての問題を平和的に解決しようという窓口ができたにもかかわらず、無為にこの方向を誤らしめるような態度に出られたところの支払い側の二月十六日以降のあの申し入れ、こうしたものに対しては、非常に大きい不満を医療担当者は持っている次第でございます。この調査会法案が原案どおり通過をしないときにおいては、この前国会において成立をみた中医協に委員を送らない、あるいは今まで問題になつているところの病院協会の代表をこれに加える、あるいは指導監督の面においてはこうである、いろいろとこうしたものに注文をつけて、前国会において成立をみたこの中医協の足を妨害しておられることに關しては、それぞれ意見がありましようけれども、広く全国の医療担当者は大いに不満を持っております。私たちは、医療は国民とともに語りたい、また、患

者と医師との間においてはっきりしたものを成立したい、こういう希望に燃えているわけでございます。また、それこそが医療問題の円満な解決の方向であらうと思ひわけでございます。こうした観点におきまして、現在この調査会を企図しておられるところのこと自体が、今日の時代にそぐわないものと思ひわけでございます。

なお、この法案の中に盛り込まれているところのものを、私たちしろうとながら吟味いたしまして、非常にあいまい模範たるものを感じております。字句の上に出ておりますものを見ましても、これは制度審議会が出されたところのものとは、かなり違つたものが出ていふと思ひます。先日もある機会に聞いたわけでございますが、診療報酬に対する医療担当者の要求と支払者側の希望とがあまりに開いていふ。開いていふものをお互いの場において論ずることは、これは無意味である。だからして何とか縮めたい、何とか縮めたものを草案として出して、それを土台にして話し合いをしていくのだ、そのための、中医協にかけるとこの案をこしらえようところの調査会の機関だ、こらういふようなことを聞いております。

もうすでにこうした医療の問題が、自由経済社会におきまして、私どもがほんとうに医学を守り、国民の医療を守つていくためかあるべきだといふもの、これを事前に制肘を加えて、それを中医学協の場で論じさせようとするならば、中医協はサル芝居の舞台にならうと思ひます。そうしたところのものが、その片りんすら出ているならば、調査会のこうした考え方に對しましては、医療担当者は強い抵抗を示す

わけでございます。およそ診療報酬算定のための基準をおのずから見出す、こらういふこともいわれておりますが、私は、制度審議会がいわれたところのルールの決定ということと、基準——何か一つの数値を求めようとするような、こらういふところには大きな開きがあると思ひわけでございます。その他にも幾多指摘したい点がございますが、時間がございませんので、割愛させていただきます。

以上要約いたしますと、きよりのこの会期末を控えたところの今国会において、これが何か他のそうした働きかけをもつて急遽上程され、会期末に十分意を尽くさないままに、さらには医療担当者の大きな不満を内蔵しながら、さらに過去のそうしたこととを油を注ぐような形においてこれが終末をみるというところは、はなはだ遺憾でございます。そして、こらういふ点から、この法案に對する慎重なる御審議をちやうだい願わなければいけないと思ひわけでございます。

以上の観点に立ちまして、この法案に對する日本歯科医師会の反対の意思表示をいたします。

○委員長(高野一夫君) どうもありがとうございます。

○委員長(高野一夫君) 次に、国民健康保険中央会事務理事小島徳雄さんにお願ひいたします。

○参事(小島徳雄君) 国民健康保険中央会事務理事の小島でございます。ただいま御両所からそれぞれ御意見がございましたが、中央会としての考え方にはつきまして申し上げたいと思ひます。

先ほど安田さんから、社会保障制度審議会の委員としての審議の経過についてのお話ございました。私も社会保障制度審議会の委員といたしまして、古井厚生大臣がこの問題につきまして、白紙で、中央社会保険医療協議会の最も理想的な形はいかなるものか、社会保険の診療報酬を適正にきめるにはいかなるプリンシプル、いかなるルールによるべきか、こらういふ問題につきまして、白紙で社会保険制度審議会に諮問されたそのいきさつにつきまして、安田さんの述べられたものに基づいて、こらういふ調査会法案というものは、われわれ支払い担当のものが立案したものでございせん。国会議員の方々から選ばれた社会保障の委員の十人の方々、学識経験者の十人の方々、団体代表十人の方々、その他官庁関係約四十名でございますが、ほとんど官庁を除きましては、全員出席の非常に慎重な審議をなされたものでございせん。非常な慎重なものでございせん。と申しますのは、非常に当時の情勢は、総辞退という、きわめて重大な情勢でございせん。しかも、古井厚生大臣は、この医療費の値上げの問題を、厚生省自身が案を作成することは、かえつて政治的にもいろいろまずいのではないかといふような考えからでありましようか、最も公正妥当と信ぜられる社会保障制度審議会が白紙で案を作つていただきたといふことで社会保障制度審議会に諮問されたわけでございます。当時の審議会におきましては、ほとんど委員が全員出席されまして、各

委員から全部意見を文書で御提出願ひまして、その文書を取りまとめて、最大公約数で案をまとめまして、慎重に審議いたしました。あのような答申がなされたわけでございます。したがって、本日列席の国会議員の方々にも、委員として御出席をされ、御意見を吐かれた方もおいでだと思ひます。が、こらういふような御慎重な審議の後、最も公正な意見としましての中央医療協議会の改組、同時に、調査会法案といふものが答申として提出されたわけでございます。一つの調査会法案といふものが出されたのは、当時の情勢におきましては、医師会の関係の委員が中央医療協議会になかなか入つていただけない、しかも、医療費の問題は医師会が入らないで解決することは好ましい情勢ではないといふ関係からいたしまして、できるだけ医師会も入らせるような情勢で案を作りたいといふのが、当時の社会保障制度審議会全体の空気でございました。したがって、保険者側といたしましては、できるだけ譲歩すべきものは譲歩して、あるいは四者構成といふものにつきます。ましては、医師会のほうではそれでは困る、三者構成にしなければならぬ、しかも、厚生省は監督官庁、それから、同時に監督と経営の両方の資格において入つておる、こらういふものもよろしくないといふような、いろいろの当時の医師会代表の關係の委員から御発言がございました。したがって、それらの点につきましても、できる限り医師会の關係の委員の要望を取り入れて、当時の審議会といたしましては、案があつたようにでき上がったわけでございます。同時に、医療費問題

は、昭和二十六年以来、昭和二十六年の改正、あるいは昭和三十三年の改正、昨年の改正と、今日までいろいろ改正が行なわれてきておるのでございませうが、その改正のやり方が、まあ厚生省の出した資料というものは、医師会の方でも保険者側でも、必ずしも十分に納得しない、医師会が出した資料は、厚生省としても保険者側においても十分に納得できない。したがって、データそのものにつきましても、日本においては医療費をきめる基本的な要素が欠けておる、こういうことで、今日皆保険の時代において、この大きな莫大何千億と要する医療費の問題を、十年前の資料に基づきまして、それを補正して直すなどという非近代的なことは、今日の時代において、およそ医療費以外にあり得ないのではないかと。ほかの社会においては、今日経済のこれほど成長し、医療がこれほど進歩しておる時代におきまして、十年前の資料に基づいてそれを新たに補正するということ、そういう医療費のルールのかきめ方は、全く今日の時代にそぐわないのではないかと。そういう考え方が当時の審議会の一致した意見、したがって、いろいろ保険者側と医療担当

者側におきまして、上げるの、上げるの、上げ方の幅につきましてもいろいろ意見がありましたが、まず、そのものさしというものを一つ作って、その上でお互いに意見を戦わすということがまず第一に必要ではないか。まず基礎調査も、お互いの資料というものが不統一である、厚生省が出す資料、医師会が出す資料、保険者側の出す資料もそれぞれまちまちである、そういうことでお互いに論じ合っておつては、いつまでたつてもこの問題は解決しないのではないかと、フエアな解決は困難ではないかという考えから、まず第一にそれらルールを、資料のとり方、権限、そういう調査方法につきましても、単なる厚生省だけではない、いろいろな権威ある学識経験者を入れたそういう権威ある調査会を作つて、それらの人の意見を十二分に厚生省が取り入れて、そういうもので一つのルールを作つて、その上で医療協議会でいろいろ医療費値上げの問題を検討するということになつたほうが合理的ではないかという意見で、当時の審議会全員一致の意見でございませう。したがって、その当時におきまして、医師会の代表、歯科医師会の代表の委員の方も、委員として御列席でございましては、中央医療協議会の改組の案につきましても、いろいろ御意見がございましては、いろいろ調査会法案につきましても、ルールという言葉を、厚生省の案におきましては基準として、調査会に考えておるということが、調査会の考えておる案と厚生省の案とは違ふのじやないかというところについて批判的な意見がありましたけれども、その当時におきましては、小平総務長官が御列席になりまして、しかし、この法律用語としては「基準」と書いてございませうけれども、その意図するところは、この社会保険制度審議会が答申しているルール、ものさしを作るのだという考え方に何ら変わりはないのだというところで当時の委員は納得されておるような状況であります。その後におきまして、いろいろ答申が出ました後におきまして、あ

とでいろいろ医師会方面からも御意見が出ておるようございませうけれども、当時におきまして、審議の過程におきましては、「基準」という言葉に關する問題につきまして、医師会代表、歯科医師会代表から、解釈の問題について意見が出ましたけれども、調査会を作つてということにつきましては、私は、それは強い意見というものは、私は委員として列席しておりました、なかつたように私は拝承いたしました。また、この社会保険制度審議会が出している資料にも、それははっきりと出しておるのでもございませう。そういうような情勢から考えましても、決して調査会というものは保険者が作る団体でございませう。中立的なものであつて、厚生省がもう少しいろいろうな権威ある学識経験者のを作つて、そして科学的なそういうようなルールを立て方を、そういう権威あるものに医療費の調査を依頼して、それに基づいてやる。たとえて申しますと、昭和三十三年の八月に社会保険医療費の改訂がございまして、そのときに厚生省として、資料として、どうしてこれだけの医療費を上げるかという根拠を説明しようとしてあげておられました。個人立診療所、病院立診療所につきましても、それぞれに對しまして人件費がどうなつておるか、看護婦の構成がどうなつておるか、それから衛生材料費がどうなつておるか、それからその他の機械費、研究費、それから減価償却費、物件費、それらについて厚生省としては一応材料を出して、医療費の値上げの理由を説明されておるのではありませんか、そういうものをもう少し――厚生省も専門家でござい

ましようが、もっと権威あるそれらの経済学者、財政学者というもので、權威ある調査会においてそういうものを確立して、その上でひとつ医療費の問題をやつたほうが円滑にいくし、かつ、近代的に合理的にいくのじやないかという考えから、調査会というものを同時にやる必要があるということでは審議会が答申された限り、私どももいたしまして、しごくもつともだといふことで、それについて納得いたしましたわけでは、かようなわけでは、調査会といふものが保険者のための機関であるといふような言葉は、これはもう非常な誤解でございませう。そういう意味におきまして、これらの誤解を解いていただきまして、これらのものがせっかく衆議院を通過いたしました、社会保険審議会でも前例がないことではございませうが、昨年の十月の二十六日です、満場一致で社会保険審議会が、与野党の国会議員、医療担当者、医療費支払い側、各団体を含めた特殊な構成となつておることに、かみ、慎重な審議を遂げた。それにこたえて、臨時医療報酬調査会の設置を前提として、社会保険医療協議会の改組を答申した。この趣旨を体して、これをぜひ通してくれというやうなことが、昨年十月、社会保険審議会からも出ておるようございませうが、そういうやうな自民党の国会議員、社会党の国会議員、それぞ各党を代表された方々が非常に熱心に審議されました、満場一致決定されたものでございませう。この法案が、この国会において原案どおり可決されんことを、われわれもいたしまして、国民のために望む次第でございませう。

○委員長(高野一夫君) どうもありがとうございます。次は、日本医師会会長武見太郎さんをお願いいたします。

○委員(武見太郎君) この案を考えます場合に、基本的な態度をいたしまして、民主主義の制度のもとにおきましては、個人の独立というものを認めるはずであると考えます。一つの業種におきましては、その業種の独立というものが認められなければ、民主主義の原則の第一は成り立たないと思ひます。

もう一つは、自由の問題であります。私は、独立の問題から入りたいと思ひます。もしも労働者が労働賃金を要求いたします場合に、自分の労働に對してはこれだけの賃金が払われるべきだといふことを自分で要求できないといふやうな制度は、私は、民主主義の社会では、ないだろうと思ひます。で、どういふふうに算定いたしましたやうな、その算定の仕方は、自分自分の独自の、最善の方法と考えるもので算定すべきだと考えます。これを認めなければ、労働者の基本的な人権さへも侵害すると思ひます。医師、歯科医師、薬剤師、また看護婦さんなどもみなプロフェッションといわれております。この専門のプロフェッションというものをどのように評価するかというところが、これは一つの社会の文明の度合いをはかる方法であります。で、この法案は、その文明の度合いをはかる点から申しますと、全く殺人的にゼロであると思ひます。で、専門業種の人々が、みずからの技能をみ

ずから評価して世間に問うというところが許されないという事は、個人としても団体としても、非常に重大な事実であると思います。それで、このようになことでございまして、イギリスの王立委員会のまねをしたところがこの法律には非常に多いように私は思うのであります。王立委員会におきましては、イギリスは、御存じのように、国営をやっておりますので、公務員でございまして、専門の高い程度の技術について問題があるだろうからという事で、仲裁裁定機関が設置されているほどの状態でありました。それにもかかわらず、日本の場合は、算定の基準は総理府で定めるということになりました。それについて、数字さえいければ中央医療協議会でよろしいというふうなことになります。まず専門職種の社会的な独立というものは全然ないことになりました。このような考え方は、私は非常に恐ろしい、全体主義の前駆的な役割を果たす方向に向かっていくように考へるのであります。はたして、先ほど来二人の参考人から、社会保障制度審議会を高め上げた擁護の議論が出ましたが、私どもが最近手にいたしました「社会保障の総合調整に関する問題点その(一)」というものを見ますと、これはおそろるべき内容を蔵しております。

お手元の資料の3にございまして、この問題点は、総合調整という名前を掲げておりますけれども、国民的な視野に立つて真の社会保障の総合調整を取り上げんとするものでなくして、単に共済組合や健康保険組合のような、前時代的なものをいかにして温存、防衛するかに終始しているように

あります。これらの前時代的な方式が、新しい世代の勤労大衆を究極において守り抜くものでないというふうに私は考へておりますが、その点については何ら言及してないのであります。また、この社会保障制度審議会より出してありますものは、医療保険制度と医療制度との関連が、はなはだ明確を欠いております。ただ批判、追及を受けました場合に、いかにして逃げるかという、逃げ道しか考へていないのであります。社会的な規模で推進しなければならぬ社会保障制度審議会の態度としては、このような考え方は納得ができませんのであります。ここに書いてありますから、私は時間を費やすので、あまり詳しいことは申し上げませんが、この中で非常に驚くべきことは、医療保険のところ、十年後には国家管理を打ち出すことが困難であろうというふうな表現がされております。

十年後には自由開業医制度を抹消する制度が、裏返して見ますならば、考へられるところでありました。これは医療制度調査会の審議経過と全く違つたものでありまして、しろうとの方の集まりである社会保障制度審議会と、専門家の集まりでありますところの医療制度調査会の集まりとの間には、格段の差があるのであります。しろうとの集まりの社会保障制度審議会が善意でいいとおっしゃいまして、専門的な立場から見ますと、非常な欠陥をわかっております。プロフェッションである医師の職能を国家管理するという思想は、国民の自由な医療に対する権利を阻害いたします。また、その自由を拘束するのみならず、生命尊重の至上主

義を否定する場合が非常に多いと思ひます。私は、先ほど来、非常に美辞麗句をもつて擁護されております社会保障制度審議会を流れている根本的な考え方が、国家管理という点にあるというところが、審議会自体から出ました文書によつて、きわめて明確になった点を基点といたしまして、その前段階としてこのような診療報酬調査会が出ていたというのをあらためて考へますと、これは私どもは、日本の社会の前途にとつて、非常なつらなる寒さを感ずるわけでありました。この十年後の国家管理ということこの医療報酬調査会と無関係であると断ずることはできませんと思ひます。これは明らかに私は思想的に明確なつながりがあるというふうな考へたいのであります。臨時医療報酬調査会設置法案を見ますと、第一条に、「社会保障等の適正な診療報酬の決定に資するため、総理府に、附属機関として、臨時医療報酬調査会を置く。」と書いてあります。この「社会保障等の適正な診療報酬の決定」ということを入れておりますが、これは中央医療協議会法の十四条には「適正な診療報酬額」の決定という言葉が書いてあります。少なくとも中央医療協議会の法が国会を通りますまでは、あの「額」という字で全部が解決しておつたわけでありました。あれが出ましたから、今度は「診療報酬の決定に資するため」と、この「額」の字をとつて、あとこの中に何が含まれていくかというのを十分私は検討する必要があると思ひます。この「額」の字を抜いて、これは非常に大きな、あらゆることを将来法律権力を盾にとつてやる可能性がこの第一条の中に

あるということでありました。また、第二条には、「調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する。」とあります。適正な医療報酬の算定ということになりますと、診療報酬という場合よりも、もっと医学の社会的適用の面が非常に広くなると考へます。この場合、保険以外の診療報酬までも、あらゆる医学の社会的な医師のサービス面というものを、全部ここで算定の基準に関する事項を調査するということになりますと、これは明らかに問題点として出ております十年後の国家管理ができるかできないかという問題とまがつく結んでいられるのであります。これは非常に奥の深い、昔の言葉で申しますならば、国体の変革をたくらんだという極論まで私はできるような思想的な流れが医療の面で行なわれているように思ひます。医療報酬の算定の基準なんと申しますものが、まともな経済学者なら、これは算定できないというところを知っているはずであります。で、専門の経済学者の意見を聞きますと、医学のような高度の科学技術に関するもののサービス料は、経済学的では算定のきまつた方法というものが現在ないというところは、これは経済学者の定説のようでありました。ところが、ここでは法律で定めるところであります。学問的に定説のないものを法律で定めるところに私は非常に問題があらわれます。学問的に定説のできたものならば、法律で定めることが私は非常に妥当だと思ひますが、法律のほうから先行してしまつて、学問上の根拠のないものを法律で定めて、それによつてその結論に

絶大な権威を持たせて国民を統治していくということになりますというところ、これはたいへんな暴力政治だと私は断定していいと思ひます。で、この中で、また「調査審議する。」と書いてあります。この調査権の付与という問題につきましても、おそらく私どもも、医療経済実態調査で十分経験しておりますが、個人の秘密とする生活内容までも立ち入る場合がないとは限らないのであります。これは普通の場合には考へられないような生計費調査というもので入らなければならぬこととなります。これは個人の問題として非常に重大なことになります。かつて厚生省と私どもが、調査の方式に関しまして、専門学者をまじえて話し合つたことが昭和二十七年にござい

ます。十数項目にわたる問題点を摘発いたしまして、これについて厚生省側の明確な答えを求めたのであります。が、厚生省はそれに対して一言半句の答えもなしに、それを実施の段階に踏み切つたわけでありました。このようなことではありますから、今度ここで調査審議するとなりますと、これは勝手に役所が調査審議することでありまして、私どもとの話し合いとか自由な討議というものは、一切されないことになつていましてあります。

もう一つたいへんなことは、私は、現在の国会で野党が御賛成になつてきました中央医療協議会が一本あれば、できないはずがないと思ひます。私はその信念をさつき急に強めたのであります。安田健保連の会長が、医者とかけんかする意思はないのだということを言つておられます。非常に

なごやかなムードで、私は非常にうれ

しく思ったのでありますが、安田先生は、医者がけんかするような調査会法には御賛成になって、医者が欲する中央医療協議会の改組には御協力にならないのでありますから、どうも私にはその間に矛盾を感じざるわけにはありませんが、これはほんとうに仲よくやっていたらいいのであります。さうなれば、支払い団体としては支払い団体のルールをお持ち出しになって、さういふルールでおかれのほうは勘定してやる、払いたい、それから診療担当者のほうは、自分たちはさういふルールでさういふ調査をやりました、そしてさういふ結論が出たからさういふことで出ますならば、国会選任の強力な中立委員によりまして、最後には中立委員だけで話がきまっても、これは私は民主的な解決だと思つてあります。国会承認の中立委員ではだめなんで、官庁側が選んだ五人の学識経験者でなければだめだということは、明らかに官僚路線を完全に敷きつめるということでありまして、議会政治をこれくらい輕視した考え方は私はないだろうと思つてあります。これらの諸点から、私は、この考え方は非常に大きなあやまちだ、また、プロフェッションとしての独立を害する重大な問題を含んでいふと考へます。また、過去の私どものいろいろの歴史的な事実から申しましたも、今日の医療の混乱といふものは、単なる診療報酬のルールをきめることがきまっていなから問題があったのじゃないのであります。これにつきましては、専門家としての学問上の自由といふものが拘束されているという点が非常に大きな問題であります。これは当然保険に採用さるべき——ほん

とくにガン患者が心の底から熱望しておるような案も、日本で発明して外国の保険で採用しておるけれども、日本では使わせないといふようなことがございます。患者の命を尊重することには、それを受け持っている医者以上の者はないはずであります。その良心をゆがめておきますところの現在の保険制度が、医療のトラブルを一番大きくもたらしておるのであり、同時に、また、医学教育を妨げている最大の原因であります。経済だけの問題で医療の混乱が回避できるというようなことは、医療の混乱に対する認識がきわめて浅薄であるといふことを私は指摘したいのであります。今日の医療と申しますものは日進月歩の進歩であり、また、国民の健康といふものと真正面から取り組んでいく医学活動でありまして、病氣になつて、健康が破綻したときだけに医療の問題で医学活動が終始しているわけではないのであります。さういふ点では社会的な規模で新しい医療制度が作られねばならぬ。で、医療制度調査会は、幸いにこの線が議論が進められておりますのに、その専門的な議論をはずして、今急いでこのよ

うなものをこしらえて、将来の医療制度の方向を強く押さつてしまふといふことは、私は組合温存主義の方針以外の何ものでもないと思定して差しつかえないと思つてあります。本来、私は、国民皆保険になります前に、組合管掌健康保険は解体さるべものであったと考へます。共済組合も当然さうであつたと考へます。今日の組合管掌健康保険は、前時代的なものが新しい社会保障の中に非常に大きなウェイトで残つております。内臓にガン細胞が充

満したような形の今は社会保障の形になつてゐるわけでありまして。被保険的な組合で、しかもその組合間のアンバランスと申しますものは、負担面におきましても給付面におきましてもばらばらでございまして。このような無秩序なものが大きく社会保険の中で発言権を持つてゐるという状態は、私は健全な状態でないと思つてあります。また、私たちが指摘したいことは、健康保険組合が負債をしょつて解散をいたしまして政府管掌に入ります場合に、その負債は零細な中小企業から集めた金で組合の跡始末がされておりました、大企業の組合がつぶれた場合には、中小企業がそのあとをとりぬぐいやらなければならぬ、やらされていふという格好は、私は組合管掌健康保険制度の現在存在している意義について大きく疑わなければならぬのであります。はたして私は、このような制度でほんとうに勤労者の健康といふものを組合制度で最後まで守り抜けるかどうかといふことについて、私は非常に限界がきているように思つております。で、これらの制度を温存しておきまして、その発言権が大きなウェイトを持つてゐる現段階において、それらの人々がこのよつたルールを作つて、相手の独立した人格を認めない制度を歓迎するのは、やはり前時代的な組合精神で、資本家的な立場が非常に強く出ている証拠だと思ひます。さういふ点で、私は、この調査会法案にはまづこころから反対せざるを得ないのであります。

○委員長(高野一夫君) ありがとうございます。意見がいろいろありかと思ひますが、これを私なりに解釈いたしますと、結局医療費の構成を分析いたしましたして、いろいろなものに関する費用、あるいは人に関する費用を計算するといふことがまず第一に必要であると思ひます。これは場合によると、医療に直接必要な人件費あるいは物件費といふことにもなりますが、直接でない、また、欠くべからざるいろいろな間接の費用、間接の人件費、物件費といふものがここに加はることは言うまでもないのであります。そのうちには結局設備投資に対する償却の費用といふものも加はるでございましょう。また、このほかに、医療に従事せられる方々の技術差、その評価といふ問題もございまして、あるいはまた医療に従事せられる方々の社会的な地位、ほかの職業との差といふようなものも考えられなければならぬと思ひます。また、医療が行なわれるところの診療所と病院との差といふようなものも考慮しなければならぬのだと考へますが、いずれにいたしましても、あるいはそのほかの要素も加へまして、医療費の分析を行なうといふことが企てられるのだと考へます。さうして、その医療費が適正であるかどうかといふ問題は非常に困難な問題であらうと考へますが、この適正な医療費の構成あるいは決定がない限り、社会保険が普及いたしました今のいわゆる皆保険下においては、円満な社会保険医療が行なわれにくいといふことは、私が申すまでもないことであらうと思ひます。ですから、しかし、ここでこの調査会が決定いたしますのは、さういふような

適正な医療報酬の決定の基準を定めるのでありまして、金額そのものを決定するといふものではございません。医療費の算定については、もちろん厚生大臣がこの調査会の結論に従って、あるいは算定方法に従って具体的に原案を作成するといふことにならうと思ひます。その作成せられた原案について、中央社会保険医療協議会がこの諮問にこたえて具体的な金額を決定することにならうと思ひます。この医療協議会の委員の構成が先般変わったところだと思ひますが、いづれにいたしましても、この調査会は、ルールあるいは基準というものを作成するのでありまして、その決定いたしましたルールあるいは基準というものが無い限り、医療協議会において審議をする場がない、共通のものが無いといふことにならうかと思ひます。もちろん調査会で決定いたしました合理的な、あるいは適正な基準というものは、時により変更しなければならぬような情勢も起こると思ひます。それはそのときに変更すればよろしいのでありまして、純学究的に決定いたしました基準に従って具体的に診療報酬を決定するための基準というものは、今こしらえない限り、医療協議会において、つまりここでは中立の委員もおられますが、利益代表が多くあり、そこでのいろいろな審議の過程においては、なかなか共通のものが見出しにくいといふことにならうかと思ひますのでありまして、ぜひこの調査会というものの設置が必要であるといふことを痛感するものであります。

今まで私が仄聞いたしますところに

よつても、医療費の決定が、多くの場合、なかなか困難なことになっている。それで、あるいはいろいろな方からの意見が出て、容易に決定されないままに、つまり話し合いが進まないままに日を過してしまふというふうな状態であるのを、一日も早く解決するといふためにこの調査会の設置の必要があるといふように私は考えるのであります。ことに保険医療が非常に普及いたしまして、いわゆる国民皆保険下におきましては、こういう調査会による基準あるいはルールというものの設定が必要ならば、医学の進歩をすぐに保険医療に取り入れるといふことも困難になつてくるのでありまして、国民全体が進歩した医学あるいは医師の恩恵を受けるといふ機会がそれだけ遅延する、あるいは不可能になるという状態になつてくることを思ひます。この調査会というものを私は感ずる次第であります。国会の会期は、余すところごくわずかだといふことでもあります。しかも、各位の熱心な御審議によつて、これが今回の国会において成立いたしますことを、私は一人の野に在る学究として切望するものであります。はなはだ簡単でございますが、以上の私の調査会設置法案に対する卑見を申し述べた次第であります。

○委員長(高野一夫君) ありがとうございます。○委員長(高野一夫君) 以上をもつて参考人各位の一応の御意見発表を終わりました。これから質疑に移ります。委員各位から参考人各位への御質疑があります。ならば、順次御発言を願ひます。○相馬助治君 私は、安田参考人及び参考人にお尋ねをします。まず、安田参考人にお尋ねしたいことは、社会保険制度審議会の答申によつて調査会法案は、さきの医療協法案と不可分一体の形として出されたのだという立場と認識をとられておるようですが、この場合におきまして、社会保険制度審議会が独自の意見として出したのではなくて、当時の厚生大臣から答申を求められて、たゞいま議題になつておる調査会法案のことについて触れておるのです。こうした経過から申しまして、私どもとしては、何伺ひなければならぬことは、この臨時医療報酬調査会法ができるということが前提とならなければ、先般生まれた中央医療協に支払者側として参加しがたいと、こういう立場をあくまでとられるのであります。この点を安田参考人に承りたいと思ひます。

○参考人(安田彦四郎君) 私は、前にも概略御説明しましたように、この調査会法案と、新しく改組されました中央医療協議会というものは、いわば不可分一体、かような形で答申されたと思ひます。と申しますのは、昨年の十月二十六日に臨時国会で、時の政府が一方だけをお取り上げになつて、中央医療協議会の改組法案だけを出された。それに対しては、この社会保険制度審議会は、文書とおりに私今御報告できないのであります。が、社会保険制度審議会、過去十二年間の歴史において、かような自分の答申と違へたお取り扱いを受けたといふのは初めてである。しかも、その不可分一体で、二つ出さなければならぬものが一つであつて、その一つの内容は、非常に答申した内容と大幅に変わつておる。これは答申の趣旨を非常にゆがめたものであつて、大いに反省してもらいたいといふことが社会保険制度審議会委員——私も委員の一名でございますが、さういふ意味で政府に申し上げた。また、保険審議会においても、やはりさういふ意味から総会を招集されまして、これに善処するようにといふあれが出ております。私どもはその後のいろいろ時の政府、ことに灘尾厚生大臣との話を申しますと、ぜひ将来を円満にいくには、ただいま申し上げました二三分の値上げとともに、私どもはこれがいよいよよくことをお願いいたしておりますので、今日お出しになつたのは、おそろくさういふ意味から、やはり不可分一体でやるべきであるといふことを御了承になつて、ぜひ円満に将来やつてみせるというお話がおりますので、この法案の御審議は最終の段階になつておるわけでありまして、これによつてぜひ私は新しい協議会にはべりまして、ともに将来の医療費の問題なり、医療制度の問題を審議していく。入るとか入らないとかといふことではなく、ぜひできるものと、これは厚生大臣の言葉を信じます。できることをお願いいたしております。

○相馬助治君 私は立法府のものとして、国会議員の立場からお尋ねしたいので、あなたが政府を非難されることはきわめて自由でありまして、ただ、私がお尋ねをしてゐるのは、中央医療協議会法というものは、三党協同一致で国会を異議なく通過した法案です。それはどういふ反省の上でかといへば、従来の中央医療協では問題が解決しなかつた。医師会側がこの協議会をボイコットしたとかしないなどといふことは別にしまして、この際、その機微な内容や改組しなければ問題は解決しないという立場に立つて、国会は、政府提案に対して共同して修正を加えて、これを通過した。こういたしますれば、当然この協議会に支払者側も御参加になることを国会は期待してこの法案を通過したわけですから、厚生大臣とどういふ話し合いがあつたかはそちらさまの問題である。したがつて、私がお尋ねしているのは、臨時医療調査会法案が通らなければ、厚生大臣との話し合いと違ひから、私は協議会には出ないのだ、こういう態度でありますかといふことをお尋ねしてゐるのです。あくまでもさうであるとするならば、国会が議決したこの法律の趣旨に全くこれは合致しない一つの御意見であつて、国会軽視のそしりを免れ得ないのではなからうかと思ひます。率直に安田さん個人のその点の御意見を端的に承つておきたいと思ひます。すなわち中央医療協に参加しますかしませんか。

○参考人(安田彦四郎君) 私は、新たにできました中央医療協議会に参画いたしたために、一生懸命にこの法案を通していただくことをお願い申し上げてゐるのであります。今それでこの法案が通らないからといふことは、私は、これは厚生大臣と私のお約束でありますから、先生にさういふことを申し上げることは、あるいはいけなにかもしれませんが、出ないといふようなことは考えておりませんが、しかし、

私は、会というものがありませんので、今これが通らないならば出ないとか出るということ、ここで私が申し上げるわけにはいきませんが、私は、少なくともこの不可分一体の法律ができますれば、この新しい中央医療協議会にはぜひ参画しまして、将来の医療報酬制度の確立に貢献したい。また、ともに一番問題になっておりますこの医療費の問題をスムーズに解決していただけるということに期待いたしております。

○相馬助治君 時間もありませんので、端的に私の聞いていることをお答え願いたいと思うのですが、今問題になっておる臨時医療報酬調査会法は、実は通すか通さないかは、全く国会側のわれわれの自由です。したがって、この法案が通れば、中央医療協に引きかえに入るのだということがわかって、それだからといって、そういう意思をもって、それじゃあの人たちを入れるためにこれを通さなくちゃならぬという義理合も筋合もわれわれにはないのです。ここで問題なのは、厚生大臣とどういふ話があったか、それは私は知りません。また知っていても問題にする必要はありません。ただ、この法律と引きかえでなければお入りにならないのですか、それとも、やはりそれはそれ、これはこれで入るといふのですかというのを端的に承っておるのです。したがって、これは端的にお答え願いたい。入るのだ、入らないのだ、これだけ言つて下さればけっこうなんです。

○参考人(安田彦四郎君) ただいま明言できません。私は、会に諮ってからでないと申し上げられません。

○委員長(高野一夫君) 時間があまりありませんから……。

○相馬助治君 私は、國参考人に一点承りたいと思います。実は、私もこの法律案を審議して、その法律案の内容は何も書いてないのですが、調査会を設けて置くというところしか書いてないのです。ところが、國先生のお話を聞いて、それが厚生省あたりのお意見がもし入っているとすれば、調査会というものはそういうものなのかというところが、おぼろげながらわかってきた。これは國先生の御意見であるとするれば、かなり仮定の上に立っているのかどうかを私はおそれるのです。その点、ルールをきめて、そしてそのルール、基準をきめると、厚生大臣が原価計算のようなものをして値段をきめるのだ、そうすると中央医療協に諮って、そしてこれを決定するのだ、という民主的な段階をとるのだというのを聞いたのですが、これは初めて聞かされたことなのですが、はたしてそういうふうな厚生大臣がするかしらないか、実は疑問なんです。中央医療協議会に諮る気がないから、また、中央医療協という機関ではこの基準をきめるのはふさわしくないから調査会を作っているのだと私は実は了解し、了解というものは、そういうふうな意味を學びとって、どうもこれはどういうふうな化けてくるかわからぬから、こんな簡単な八条まであるじゃないかというが、八条はみな御承知の通りに、めんどうなことは政令で定めるといふのですから、内容は七条。この七条までのこの法律で一体何をやるのだから

ということをおそれているのですが、國先生はいろいろな前提に立たれて、これを早く通せといふのですが、その前提は先生御自身が設定されたもので、それはとも厚生省あたりのお打ち合わせがあるものですか。それから、その前提がくずれた場合には、この法案には御賛成にならないのですか。そこがわからないものですから、國先生から御指導いただきたいと思うのです。

○参考人(國乾治君) 私は、さつきも申し上げましたように、一人の野にいう社会保険學としてこの条文をこういふふうな解釈する、その前提に立ってこれを推進すべきだといふふうな思っております。ただし、この意見が厚生省のほうの御意見と食い違っているかどうか、その点は私保証の限りでございせん。厚生省のそれと打ち合わせていたわけではないのでございせん。このういふふうな解釈して賛成という私は解釈を申し上げただけでございせん。

○委員長(高野一夫君) はかからず発言要求がありますから簡単に。

○相馬助治君 お立場はよくわかりました。したがって、そういう前提ならば賛成だ、そういう前提がかりに立論できない場合には賛成か賛成でないかわかりませんが、これは考え直すということだろうと思ふのです。國先生は學識経験者としておいでになっておられるので、一点だけ承りたい。そういうお言葉ならば、実は小島さんに承ろうと思つておたのですが、今までのような仕組みではだめだから、最高の權威でやるというのですが、この場合の最高の權威というものは、財政學、經濟學上の最高の權威なのか、それとも、ほかのことを考えなければならぬ

のだという観点に立って最高の權威というのか。私もものように、医者にかかる立場、私は医者じゃないから、かかる立場で、いい診療をしろというという意味で、いい診療をするという角度から立って最高の權威でものを言のか。私は、最高の權威と一口に言うけれども、現に出すほうともうほうじや反対ですから、われわれはこの際どうちを考へるかという、人間の生命に直接タッチする医療団体のもの考へ方というものをさしたって考えなくちゃならない。そういう意味で、最高の權威とか良識とかいうものは、この際どういふふうにお考えになるのか。そうして、この委員はどういう人がいいか、はつきりしていることは、利害関係者は除くと言われる。そうすると、神主さんとか坊さん出の全く純粹の人を持つてくるのか、それとも経済的にきちんとした、しっかりした人を持つてきて、經濟學的にこれを解決づけるのか、それとも、また、ほんとうに醫學、藥學をきわめた、いわば人間の生命にひつついたそういう最高の權威を持つてくるのか、國先生にその点を一応承つておきたいと思ふ。

○参考人(國乾治君) こういう調査会ができた場合に、權威がなければいかぬということは申すまでもないと思ふますが、權威というものは權力で押しつけるという意味じゃもちろんないだらうと思ふ。

それから、委員の任命であります、私はその衝におりませんので、腹案も何もございせん。どういふ人を選ばうかといふような案もありまへんし、具体的にABCだれを選ぶかといふことも考えたことございせん。

○竹中恒夫君 最初に安田先生にお尋ねいたします。

申すまでもなく、昨年の秋以来、医療懇談会ができて、保険者、被保険者、医療担当者、非常になかやかな前向きな姿勢で懇談された。非常に好ましい状態であつた。ところが、今日このういふふうにもめて参りましたことの原因が、実は今はつきりわかつたのですが、先生は、いわゆる臨時医療報酬調査会と中央協とが不可分一体だ、こいういふ立場においてものを考へて議論しておられるように思ふ。これは私はきょう議論いたしません。ただお聞きするだけですが、そこでお聞きしたいことは、調査会は、御承知のように、答申にありまうように、中立的な機關としてこいういふ答申を出された。社会保障制度審議会からの答申は、そのために必要な調査を行う中立的な機關として診療報酬調査委員会を設け、こいういふ答申をだしてある。あくまでこれは中立的な性格です。中央協といふのは、要するに三者構成である。従来四者構成でしたが、やや中立的な立場がありまうが、保険者、被保険者といふ立場と、医療担当者といふ利害關係者を含んでおるわけですから、そうすると、全然委員会の性格がまるで違ふと思ふ。これをなお不可分一体だとお考へになつておられるかどうか、その点を一点お聞きしたい。

それから、これは相馬委員から御質問がありましたので、もう重ねて申し上げますが、そういう不可分一体の立場に立つと中央協の委員に推薦しにくいといふおつもりでおるわけですか、不可分一体でなければ、これは当然別の角度からやはりお考へ願わなければなら

答申に基づいて厚生大臣は医療報酬の案をきめて、これを中央社会保険医療協議会に諮問すると、そこできまると、こういうことに答申がされておるわけです。ところが、これは御承知のように、古井さんの厚生大臣時代に社会保障制度審議会に答申を依頼された。そうしますと、この社会保障制度審議会のこの答申に対して御不満であるのか、反対であるのか、それが一点。それから、この法案の内容が、調査会の委員なり専門委員なりを総理大臣が任命することになっている。これは官僚主義でいかぬ、もしもそれが国会承認であつたらばよろしいのかどうか、この点が二点。

それから、いずれの場合でもこういうものはできぬというのか、これが三点了。

できなかった場合に、中央社会保険医療協議会でこれをやるというよりなお話がございましたが、これには十年前の資料しかないということをお聞きをいたしておる。そういたしますと、何かの下部機構を設けなければできない、こういうことになるのか、そういうことをお考えになっておるのかどうか。

それからもう一点、会長さんの書かれたものを再三読んだことがございますが、お聞きいたしたいと思えますのは、自由経済社会における診療報酬制度の確立と、こういうことでございます。これは非常に幅広いもので、私、不勉強でよくわかりませんが、自由経済社会の中において、今申し上げたようなものでなくて、なお別個なお考え

が、おありになるならば教えていただきたい。

以上の点について御質問申し上げます。

○参考人(武見太郎君) 私は、この調査会が不要でないというふうなことは申し上げていないつもりでございまして、これは要らないということにはつきりと御訂正を願いたいと思ひます。

それから、社会保障制度審議会の答申に對しましては、日本医師会も日本歯科医師会も、両方の代表は全面的に反対をいたしました。これははつきり申し上げておきます。

それからもう一つの問題は、これは国会承認ならいかんかという問題でございまして、もう少しその前に、私はさつき申し上げたように、独立したプロフェッションとしての社会的な人格をお認めになるならば、それらの団体が自由に自分たちがよいとするようなルールで、自分たちの社会的評価というものをみずからして世に問うことがいいはずだ、それが個人の独立である。それを認める方式である。それを認める方式で、官製のルールで作ることに反対だというふうには私は申し上げていないわけでありまして、これは労働者の場合でも、私は絶対に労働者が自己の労働に対する評価を自分でして、それに社会的な評価を求めるということが民主主義の基本原則だと考えておりますので、私もその考えは変えていない方針であります。で、そういうことでございまして、これが国会の任命であるからどうかということではないのであります。このことにつきまして、私は例をあげて申し上げ

けないとわからないと思ひますが、昭和三十三年に、私も今米価審議会等で使っております平均費用曲線というもので、日本で初めて医療報酬の場合に算定をいたしました。この場合には専門の経済学者の協力を得まして、そして近代経済学を使って実地調査をいたしました。合理的に算出をしたわけでありまして、で、この場合には、十八円四十六銭という値が出たのであります。その後二年たつて、米価審議会はこの平均費用曲線というものを使得、これは生活保障曲線という名前でお呼びになっておりますが、私も平均費用曲線ですが、生活保障曲線と稱しても差しつかえないわけでありまして、今まで中央医療協議会の中で、ルールらしいルールというものが出ましたのは、この一回の案だけでございまして、それ以外にはルールというものが出たことはないものであります。で、中央医療協議会の今までの医療費の算定の仕方を見ますと、物価にスライドするとか、いろいろございまして、私は非常に不合理が多かつたと思ひます。二十六年度の単価引き上げのあと、昭和三十三年まで六年間一回も、あの朝鮮事変の大インフレの際に、一銭一厘の値上げもされてないわけでありまして、その間に、昭和二十五年には臨時診療報酬調査会ができております。二十七年には医療費の原価計算委員会ができております。ところが、原価計算委員会も、これは用をなさないので、今度その次に臨時医療保険審議会ができてまして、その臨時医療保険審議会を昭和三十三年に私も退任いたしました。なぜ退任をしたかと申しま

すと、医療におきましては拡大再生産を認めないという結論を強硬に出そうとしたためであります。今日非常に医療の混乱をきたしたのには、医療には拡大再生産を認めないというふうな考え方、で、保険者、役所のほうから、病院長ストライキというふうな、非常に私には日本の社会にとって不祥事件も、その根本的な原因は、そういうふうなルールをお認めにならないで、拡大再生産は認めないというふうな強い態度で、朝鮮事変のインフレの間押えてきた。しかも、それに対していささかの反省もなかつたということでありまして、で、そういうふうなことで、今日の医療の混乱は、私が率直に申しますならば、われわれの提案したルールに對して、保険者、支払い側が別のルールで、こういう考え方はどうかと御提示をいただくならば非常にありがたかつたと思ひます。ところが、保険者、支払い側からは、そういうルールは一つもなく、ただ十八円四十六銭は天文的数字だというお答えしか出ていないのであります。私もはお互いに君子の争ひをするならばいいと思ひますが、そうでないで、われわれは學問上のルールに従つて、これは実は指導者は中山伊知郎教授でありまして、高橋長太郎教授、板垣与一教授、山田勇教授とが検討いたしました作つたものであります。そういうものに對しては一顧の価値も与えないで、そして、それで医者ももうかり過ぎるという議論をこらむつてしまつた。そして今日の病院ストライキというふうな事態を生じたのであります。病院ストライキというのには、拡大再生産を認めて

おつたならば、私は絶対に起こらなかつた。日本の医療従事員というものは、古来からの仁術観で、不当に圧迫される困難にたえておりますから、あつたことはなかつたと思ひます。その点私は非常にあの態度を残念だと思つております。そういうことでございまして、これはどこで任命なさいますか、ある専門業種というものの社会的独立というものを認めないという限り、私も賛成いたしかねるというわけでありまして、それが第二点のお答えであります。

それから、何人がやつてもいけないかとおっしゃるのは、私はそういうふうな考え方がきまるならばこれは問題ないと思ひます。ですから、イギリスの王立委員会ですら、仲裁裁定機関を設けて、診療担当者間の不平不満というものは受け取つてゐるわけですから、そこで、私は、今度は五人の最高の権威者で作るから安心だという議論に對しては、私はまづこころから反對しております。これは患者の診療に對していささかの責任もない人たちが作つたものが一番いいというのは、一番やさそうな観念を与えますけれども、私は一番無責任なんだ、ほんとうに患者の命とぶつかります人間が納得しない。議論は私は成り立たないと思ひます。こころから考えまして、何人が五人に選ばれても、これは診療担当者も納得するものでなければならぬ。同時に、また別の考え方でもあつても、これは支払い側との話し合いが私は全然つかないものでないと思ひます。そこで、そういうふうな作つて、官製の一本の線しか認めないというふうなことが医療という面には非常に大事だと、今、國先生のお話の中で私は慄然としたことがある。一休疾病の診療報酬と申しますものは、上手になおしたお医者さんがよい収入を得るの、病院長、診療所の格差の問題をおつしやいましたが、建物が大きくても病気が早くおなるわけではない。建物の大ききで診療報酬を考へるということになつたら、これは病気がおならないたいへんなことになりまして、経済学の大先生の國先生でさえそういうことをおつしやつてゐるわけですから、それ以下の連中だつたら、どんな暴案が出るかわからない。こころから私は非常な危険を感じます。それから原価計算という考え方がさつき國先生の中にありましたが、これはさつき原価計算委員会が証明済みでございます。こゝで出しましたのは、終戦末期の飛行機の原価計算方式と、軍需省で作りましたのと、てをばまだ同じだつたのです。原価計算要綱というの、厚生省で作つたのは、それでまづこころから反對いたしました。それが軍需省と同じだと見つけたのは高橋長太郎教授で、照らし合せて見ますと、みんなまことにてをばまだ合つてゐる。人間の命と飛行機とを取りかへつたことよりなものでございまして。國先生は厚生省と相談しないとおっしゃるが、古い記憶を懸命にたどられて、厚生官僚の路線を組み立てて私どもに示して下さつたと思つて、非常にありがたいのであります。あれはおさるべき結論が出ると思ひます。

それから、私が今申し上げたことで大体おわかりいただけたと思ひます。

が、今後の問題として非常に大事なことは、やはり私は医師と患者との人間関係というものを非常に強調しておかないと非常なあやまちが医療の面ではある、これが基本にならなければいけないという事だと思ひます。それから、さつき自由経済社会における診療報酬制度の確立というあの四カ条の約束がござりますが、これは少なくとも自由経済社会におきましては、専門団体は、みずからの評価というものをみずからすることが許されなければならぬと思ひます。話し合いがつくつかないという事は別の話でありまして、これは私は必ず話し合いはつくことのないものは通せつこないのですし、国民負担力から申しまして、私は国民負担力の限度を考へながら医療の進展というものは考へなければならぬ。この調査会ができれば、新しい医療がどんどん取り上げられていくなんというのは、國教授の経済学は、全く医療には不適格だということがはつきりわかつた。とてつもない経済学が私は今どき残っていると思ひますが、私は、近代経済学は、そんなやぼつたらしいことは言っていないと思ひます。自由経済社会におきまして、私も、少なくとも専門の職種として最も権威を持たなければならぬものが、第三者の無責任者のあてがい扶持で養われていくということになつて、これを保険者団体が賛成いたしましたことは、考へてみますと、われわれが飼つていくという考へ方に通ずると思ひます。一切文句は言わさないという形ができることを、支払い団体はお望みでございまして、この形ぐらい医療の内容を低下させるものはないと思ひます。で、こういう点で、私

のお答え申し上げたことがお答えにならぬかどうかわかりませんが、もう一つの問題は、どうも自民党とやみ取引をしておまへたはやるからけしからぬとおっしゃるようでありまして、私はやみの取引はしたことはないもので、いつもテレビが追いかけてますから、やみにはなつていないと確信をしておりますが、どうぞ政党政治の現実の面をお考えいただきまして、私は、議院政治の中でこういう問題がフェアに解決されることを極力希望いたします。

○阿貝根登君 そうですと、もう一点質問いたしますが、医師の治療の問題については第三者がそれをきめるといふことは、これは当たつておられない、こういふことだと思ひます。確かに労働者は自分の労働賃金は自分でこれは要求したしております。しかし、社会情勢から見て、これがいれられない場合には、第三者の裁定を待つておるものが現実でござります。そういう場合に、中央医療協議会ですね、これはもちろん今入つておられるから無視されておらないと思ひますが、この裁定にはお従いになるのかどうかというのが第一点と、私は、今仰せられましたように、お医者さんの内容というものが一番むずかしいと思ひます。実際問題として、たとえば引揚者のお医者さん、もう教回国会でも試験制度を延長し延長し延長してきても、まだ通つておられないお医者さんもおられます。ところが、もう大博士で、そうして非常な権威のある方々もおられて、非常に私は段階があると思ひます。ですから、これは第三者もきめ切れませんが、これは当人のお医者さんもなか

なむずかしいのではなからうかと思ひます。たとえば何年に学校を卒業して、何年になるからこれは幾らだといふことは、これはいかぬでしようが、私どもが経験いたしましたのは、たとえば学校の先生の問題にいたしましたとしても、非常にきめにくい。これは一体どういふことになるか、もちろんそれは第三者よりも、これは御本人の方々は専門家でござります、一番きめいゝと思ひますが、そういう点についてのお考えがございましてならばお聞かせ願ひます。

○参考人(武見太郎君) 第三者が出てくる場所の問題と順序の問題だろうと思ひます。私は、中央医療協議会一本でこれはできる話だと思つております。負担力のない国民から召し上げようといふふうなことは、とうていできないことではございまして、これはもう現実には不可能ですから、これはもういかに医者が力んでみても不可能なことはわかつておりますから、そこまでは非常識な要求はいたさないはずであります。それから、支払い団体も、これは非常にバラエティに富んでおりまして、一兆円のお金を持つておる支払い団体と、国民健康保険のような格差もございまして、その点も私も十分考慮しなければならぬと思ひます。分には考慮しなければならぬと思ひます。そういう点から考へまして、中医協だけでだめだといふ論議は一つもないのでございまして、最初から無責任な第三者にルールをきめられてお下り渡しをいただくのは、私はいさぎよしと思ひます。また、日本の医療を発展させるゆゑんでもないし、民主主義の伸展でもないと思ひておりま

す。

が、今後の問題として非常に大事なことは、やはり私は医師と患者との人間関係というものを非常に強調しておかないと非常なあやまちが医療の面ではある、これが基本にならなければいけないという事だと思ひます。それから、さつき自由経済社会における診療報酬制度の確立というあの四カ条の約束がござりますが、これは少なくとも自由経済社会におきましては、専門団体は、みずからの評価というものをみずからすることが許されなければならぬと思ひます。話し合いがつくつかないという事は別の話でありまして、これは私は必ず話し合いはつくことのないものは通せつこないのですし、国民負担力から申しまして、私は国民負担力の限度を考へながら医療の進展というものは考へなければならぬ。この調査会ができれば、新しい医療がどんどん取り上げられていくなんというのは、國教授の経済学は、全く医療には不適格だということがはつきりわかつた。とてつもない経済学が私は今どき残っていると思ひますが、私は、近代経済学は、そんなやぼつたらしいことは言っていないと思ひます。自由経済社会におきまして、私も、少なくとも専門の職種として最も権威を持たなければならぬものが、第三者の無責任者のあてがい扶持で養われていくということになつて、これを保険者団体が賛成いたしましたことは、考へてみますと、われわれが飼つていくという考へ方に通ずると思ひます。一切文句は言わさないという形ができることを、支払い団体はお望みでございまして、この形ぐらい医療の内容を低下させるものはないと思ひます。で、こういう点で、私

のお答え申し上げたことがお答えにならぬかどうかわかりませんが、もう一つの問題は、どうも自民党とやみ取引をしておまへたはやるからけしからぬとおっしゃるようでありまして、私はやみの取引はしたことはないもので、いつもテレビが追いかけてますから、やみにはなつていないと確信をしておりますが、どうぞ政党政治の現実の面をお考えいただきまして、私は、議院政治の中でこういう問題がフェアに解決されることを極力希望いたします。

○阿貝根登君 そうですと、もう一点質問いたしますが、医師の治療の問題については第三者がそれをきめるといふことは、これは当たつておられない、こういふことだと思ひます。確かに労働者は自分の労働賃金は自分でこれは要求したしております。しかし、社会情勢から見て、これがいれられない場合には、第三者の裁定を待つておるものが現実でござります。そういう場合に、中央医療協議会ですね、これはもちろん今入つておられるから無視されておらないと思ひますが、この裁定にはお従いになるのかどうかというのが第一点と、私は、今仰せられましたように、お医者さんの内容というものが一番むずかしいと思ひます。実際問題として、たとえば引揚者のお医者さん、もう教回国会でも試験制度を延長し延長し延長してきても、まだ通つておられないお医者さんもおられます。ところが、もう大博士で、そうして非常な権威のある方々もおられて、非常に私は段階があると思ひます。ですから、これは第三者もきめ切れませんが、これは当人のお医者さんもなか

なむずかしいのではなからうかと思ひます。たとえば何年に学校を卒業して、何年になるからこれは幾らだといふことは、これはいかぬでしようが、私どもが経験いたしましたのは、たとえば学校の先生の問題にいたしましたとしても、非常にきめにくい。これは一体どういふことになるか、もちろんそれは第三者よりも、これは御本人の方々は専門家でござります、一番きめいゝと思ひますが、そういう点についてのお考えがございましてならばお聞かせ願ひます。

○参考人(安田彦四郎君) 地方医療協議会は、いろいろ改組されました方向というものが、私は改組される必要がないといふつもりで参画しなかつたのであります。その後やはり地方の、何と申しますか、お世話になつておるお医者さん方などであるとか、被保険者が困るというふうな事実がござります。で、これはその内容をどうするかを厚生大臣に承りまして、その内容に納得することができましたので参画いたしましたわけでございます。今回も、私は再三申し上げる通りに、不可分一体のこの二法案というふうな私どもは解釈しておりますので、私どもも、将来医療費の問題を十分にスムーズに、ことに政治力というふうな問題で、力関係で解決するというふうな問題に、さきような意味でこの調査会法案というものを先生にお願いしまして、ぜひ通していただきまして、私たちが新しい医療協議会に参画

ころに臨時医療報酬調査会というものができたのは、私自身これは少し早過ぎる、こういうものは今作るべきときじやないし、もっと中央医療協議会をうまく発展させるように、お互いに話し合ひ機会を作つたらよくはないかと思つてゐるので、あなたのほうには、その話はぜひ持つていかなければならぬでしようと思つてゐるので、ぜひ今いろいろお話を聞いたのですが、地方医療協議会を進めたようなふうに、中央医療協議会もひとつ出せる方法をお考え願ひようなふうに進まぬものでしょうか、どうでしようか。まず一応あなたからお伺ひしたい。

が、今後の問題として非常に大事なことは、やはり私は医師と患者との人間関係というものを非常に強調しておかないと非常なあやまちが医療の面ではある、これが基本にならなければいけないという事だと思ひます。それから、さつき自由経済社会における診療報酬制度の確立というあの四カ条の約束がござりますが、これは少なくとも自由経済社会におきましては、専門団体は、みずからの評価というものをみずからすることが許されなければならぬと思ひます。話し合いがつくつかないという事は別の話でありまして、これは私は必ず話し合いはつくことのないものは通せつこないのですし、国民負担力から申しまして、私は国民負担力の限度を考へながら医療の進展というものは考へなければならぬ。この調査会ができれば、新しい医療がどんどん取り上げられていくなんというのは、國教授の経済学は、全く医療には不適格だということがはつきりわかつた。とてつもない経済学が私は今どき残っていると思ひますが、私は、近代経済学は、そんなやぼつたらしいことは言っていないと思ひます。自由経済社会におきまして、私も、少なくとも専門の職種として最も権威を持たなければならぬものが、第三者の無責任者のあてがい扶持で養われていくということになつて、これを保険者団体が賛成いたしましたことは、考へてみますと、われわれが飼つていくという考へ方に通ずると思ひます。一切文句は言わさないという形ができることを、支払い団体はお望みでございまして、この形ぐらい医療の内容を低下させるものはないと思ひます。で、こういう点で、私

のお答え申し上げたことがお答えにならぬかどうかわかりませんが、もう一つの問題は、どうも自民党とやみ取引をしておまへたはやるからけしからぬとおっしゃるようでありまして、私はやみの取引はしたことはないもので、いつもテレビが追いかけてますから、やみにはなつていないと確信をしておりますが、どうぞ政党政治の現実の面をお考えいただきまして、私は、議院政治の中でこういう問題がフェアに解決されることを極力希望いたします。

○阿貝根登君 そうですと、もう一点質問いたしますが、医師の治療の問題については第三者がそれをきめるといふことは、これは当たつておられない、こういふことだと思ひます。確かに労働者は自分の労働賃金は自分でこれは要求したしております。しかし、社会情勢から見て、これがいれられない場合には、第三者の裁定を待つておるものが現実でござります。そういう場合に、中央医療協議会ですね、これはもちろん今入つておられるから無視されておらないと思ひますが、この裁定にはお従いになるのかどうかというのが第一点と、私は、今仰せられましたように、お医者さんの内容というものが一番むずかしいと思ひます。実際問題として、たとえば引揚者のお医者さん、もう教回国会でも試験制度を延長し延長し延長してきても、まだ通つておられないお医者さんもおられます。ところが、もう大博士で、そうして非常な権威のある方々もおられて、非常に私は段階があると思ひます。ですから、これは第三者もきめ切れませんが、これは当人のお医者さんもなか

なむずかしいのではなからうかと思ひます。たとえば何年に学校を卒業して、何年になるからこれは幾らだといふことは、これはいかぬでしようが、私どもが経験いたしましたのは、たとえば学校の先生の問題にいたしましたとしても、非常にきめにくい。これは一体どういふことになるか、もちろんそれは第三者よりも、これは御本人の方々は専門家でござります、一番きめいゝと思ひますが、そういう点についてのお考えがございましてならばお聞かせ願ひます。

○参考人(安田彦四郎君) 地方医療協議会は、いろいろ改組されました方向というものが、私は改組される必要がないといふつもりで参画しなかつたのであります。その後やはり地方の、何と申しますか、お世話になつておるお医者さん方などであるとか、被保険者が困るというふうな事実がござります。で、これはその内容をどうするかを厚生大臣に承りまして、その内容に納得することができましたので参画いたしましたわけでございます。今回も、私は再三申し上げる通りに、不可分一体のこの二法案というふうな私どもは解釈しておりますので、私どもも、将来医療費の問題を十分にスムーズに、ことに政治力というふうな問題で、力関係で解決するというふうな問題に、さきような意味でこの調査会法案というものを先生にお願いしまして、ぜひ通していただきまして、私たちが新しい医療協議会に参画

ころに臨時医療報酬調査会というものができたのは、私自身これは少し早過ぎる、こういうものは今作るべきときじやないし、もっと中央医療協議会をうまく発展させるように、お互いに話し合ひ機会を作つたらよくはないかと思つてゐるので、あなたのほうには、その話はぜひ持つていかなければならぬでしようと思つてゐるので、ぜひ今いろいろお話を聞いたのですが、地方医療協議会を進めたようなふうに、中央医療協議会もひとつ出せる方法をお考え願ひようなふうに進まぬものでしょうか、どうでしようか。まず一応あなたからお伺ひしたい。

して参りたい、かように思ふ次第でございます。

○谷口三郎君 それでは、いま一つつけ加えていただきますが、この中央医療協議会、地方医療協議会が一緒に二つできたものでございまして、必ずしも別々に作つたわけじゃないのです。それから、地方医療協議会ができたために、かなり医療費問題、ことに地方医療問題は、よほどうまくいかかきつてゐるところで、中央医療協議会にいま一つ奮発されて委員でもお出しただいたたら、もうこういふような法案は、これはどうも内容を見てみますと、あまり簡単過ぎて、それから中央医療協議会ができれば、ほとんど要らぬようになりはせぬかと思つておりますので、ぜひこの点でいさ少し御考慮いただくわけにいかぬものかというのをまず一応お聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(安田彦四郎君) 私は、この四者構成の場合も三者構成の場合も、この臨時医療報酬調査会法案というふうな、一つのルールといふと、方向といふと、医療費を決定するものではございませんが、医療費を決定するに於ては、かような方向で一つ一つのものをさし進めざるを得ない、やはり同じような結論になるのではないかと。前半には診療担当の先生が出ていただけで、二年間も空白になつて、非常に委員もわれわれも困つたことがありますが、私どもはさうな点におきましては、大いに、もしもそのようなことで医療費というものが、さしずめ医療制度というものに差しつかへがでることにつきましては、これは早急にさういふものは排除していかねければならぬと思ひますが、しかし、私は不可分一体のこの法律という考えを持つておられますので、これができないと新医療協議会の改組もできないという立場に立つておられますので、ひとつさうな点でよろしくお願いいたします。

○委員長(高野一夫君) 委員諸君にお諮りいたします。だいたい長時間参考人の方をお待たせした上で、さらに長時間お話しただくのは相当に御迷惑であらうと思ひますし、われわれも次の会合を控えておられますので、六時には終了したいと思ひますので、委員の御質問もきつめて簡潔にお願いいたします。

○鹿島俊雄君 まず参考人にお伺いをいたします。

先ほど國先生は、この臨時医療調査会法につきましては、きつめて賛辞をもつて推薦をされましたが、私は、内容につきましては、まだつまびらかでございませぬので、あえてその具体的な点につきましては申し上げませんが、御承知のとおり、現在の社会保険医療報酬というものが、自由主義、資本主義経済の中において、社会主義的な統制の形に置かれたきつめて矛盾の多い形となつております。これは御承知のことと思ひます。これはいつた中で、医療担当者側におきましては、将来の診療費算定につきましては、その生活を考え、医療の経営を考えたときに、重大な関心を持つわけでありまして、したがつて、これらの診療費算定の基準、ルールを決定するといふ重要な調査会であるがために、医療団体におきましてそれぞれ議論があり、猛反対があるわけでありま

す。したがつて、こういうような中で調査会を作つて基準を決定する。基準を決定することは、やがて診療費の決定につながるものでありますから、医療担当者等の十分な了解と承認の上で定められなくてはならないと思ひます。反対のまゝ診療費の基準ルールがきめられたという場合は、当然医療担当者側において納得協力が得られなく、かつ、大きな混乱を引き起こすおそれがあるわけですね。さういふことをどうもお考えになられて御意見を述べられたいのか。その真意をお伺いいたします。

○参考人(國乾治君) 委員は五名でございまして、五名の者がすべての問題について十分な知識を持つてゐることはないかもしれないので、専門委員にそれぞれの問題について調査をさせるとかいうように、衆知を集めることが必要だと存じますが、この法案ではそのようになつておると存じます。それから、これは今お話しのとおり、ルールをきめる問題でございまして、診療報酬の額をこの調査会できめるのではないといふことを重ねて申し上げたいと思ひます。

○鹿島俊雄君 私は、参考人との間で議論することを望みませんけれども、ただいまのお話を聞いていますと、委員の構成——専門委員の構成によつて、妥当な算定基準がでるというお話であります。その場合、専門委員は、やはり医療担当者、医療の内容を知悉する者から任命しなければなりません。しかし、今のところ、医療関係者におきましては、この調査会法には絶対反対といふことであつて、した

がつて、能力ある医療担当者委員の委嘱、協力というものは望めなかつたと思ひます。したがつて、こういう点も大きな問題だと思ひます。

それから、これは単にルールを決定するものであるとおっしゃいますが、やがて診療費の額の決定につながるものであります。額の決定に全然無関係のものではありません。したがつて、私は、ただいまの御答弁では了解ができません。本日は時間もありませんので、私の意見として申し上げておく次第であります。

次に、辻本参考人にお伺いいたします。それは、先般社会保険診療に関する混乱の收拾のために医療懇談会が持たれ、話し合いが行なわれたわけですね。この場では非常に前向きな姿勢で各関係者が真摯に議論されました。私も医療懇談会了解事項として、十数項目の事柄があげられておりますことを拝見いたしておりました。その後、この懇談会の了解事項の実施につきましてはどのような進展がなされておるか、またどのような措置がとられておるか、率直に参考人承つておきたいと思ひます。

○参考人(辻本春男君) お答えいたします。私は、医療懇談会の日本歯科医師会の代表委員として出席をいたしました。八日間わたる審議には全般的に参加をさせていただいたわけでございます。いろいろそこにもあがつております。了解事項の中にもございまして、特に診療報酬の適正化という問題につきましては、相当各委員から御意見が出たはずでございます。私もその場で奇異に感じましたことは、診療報酬を適正化したいが、今まで医療の経営の実体について調査ができてない、さういふものに対する実態調査に医師会、歯科医師会の御協力をお願いしたが、これに協力をしてもらへないために、診療報酬も適正化をはかりたいのだが、これはできないのだ、こういうふうな御了解が出たわけでございます。

そこでいろいろ了解事項は難題厚生大臣が書きになり、みずからもお説き上げになつて説明になつたわけでございますが、そこでは、さうした医療の経営の実態の調査をやるというふうなことだけで医療報酬というものはきまらぬのだ、さういふことであることと、適正な診療報酬がどこにあるかというところを見出すことはできないのだといふこととから、相当考慮の結果、一般国民の医療費負担の能力はどこにあるか、国民の負担力の問題、それから保険の財政の問題、さうしたものを十分に調査をしてやらなければいけない、それも関係者が協議して、さうした三つの項目を十分に協議して、将来さうした適正診療報酬を見出すうじやないかといふことになってゐるわけでございます。当然さうしたときに、この医療報酬の問題についてのさういふ調査を設けなければいけないのだという意見がもしあるとするならば、その席上出るべきだと思ひますが、さうしたことはどなたもお触れにならなかつたわけでございます。

ただ、了解事項にありましては、お互いが協議してさうした調査をやつて、そこから何とか見つけ出さうじやないか、さういふことは言われておるわけでございます。しかし、私は、こ

の機会に付言いたしておきたいのでございすが、将来医療保険の向上をはかるならば、医療専門家を中心とするところの審議会の必要を、これを私たちが要望する、日本医師会の佐々教授がこれを力説されたわけでもございすが、他の設置法におきまして、中央医療協議会は、例の社会保険審議会と同様に、一つの設置法でできておるわけですが、主として政府が現在管掌されるところの四つの保険において、四つの保険の運営を扱うところの社会保険審議会に医療担当者の代表が一人も出ていない、また、特に経験者という何で一名も出になっておるようでありすが、少なくとも歯科診療のわかる人は一人もいない。こういうことで皆保険下における医療保険が運営されるかどうか、こういう点が大きい問題だと思ひます。したがって、このときにも私は力説したのでございすが、日本医師会のこういう要望、佐々教授が力説された医療専門家を中心とするところの審議会を設けて、ここで医療保険の向上発展をはかるうまいかと言つておる御意見に対しては、まづこれから私は賛成しました。こういう立場に置かれて、これは全く昔の任意保険時代の、保険者が全く保険の主体性を一方に占めておるという時代における遺物だと考えております。したがって、まづ、こういう調査会よりも先にやらなくちゃいけない問題と、社会保険審議会も同様でございすが、この扱ひも同様でございします。

○鹿島俊雄君 続いて一点だけ保険者団体の安田さん、あるいは小島さん、どちらでもけっこうですが、お伺ひいたします。率直に申し上げますと、すでに国会におきまして、全会一致で決定を見た中央社会保険医療協議会の改組による新しい会につきましても、私どもは将来の社会保険診療問題の話し合いの場として、また、多年の混乱の雪解けの場だと信じ、大いに期待をかけておるわけでありまして、したがって、ここには何をされておいても参画していただきまして、そこでいろいろ御意見があれば言つていただくと、このことが正しいのじゃないかと思ひます。かつては保険者側におきまして、医療担当者側の委員の不参加を非常に非難されたことがございします。したがって、そういう面からも、とにかく新しい会に協力され、その上で今回の調査会法案の審議なり、御意見を述べることが妥当と思ひるのであります。今のところ、調査会法の成立を条件としておられますが、これはどうも了解に苦しむところですが、そうなりますと、これは仮定論で恐縮ですが、もしこの調査会法案が成立したとして、その際に、もし医療担当者側において、医療協議会に参加しないというふうな事態が、かりに起こつたとしても、その立場、主張をどのようににお考へになるか、その立場をお認めになるのかどうか、ただいまの状態に關連がございします。一言率直に承つておきたいと思ひます。どちらでもけっこうです。

○参考人(安田彦四郎君) これは私の団体が気に入らないからという意味で参加しないということ、これは大いに反省しなければなりませんと思ひます。私は、この不可分一体と申し上げておられますのは、私のみが申し上げておるわけではございせん。また、私どもの団体だけが申し上げておるのではない。これは国民的な代表の機關である社会保険制度審議会におきまして、各界の代表の方、ことに自民党、社会党、衆参両院の先生もお集まりになつて結論が出ましたので、私どもは非常に内容的には、あの四者構成を三者構成に直すというふうなことにつきましては、相当の不満も実は現在においても持つておりますが、さような意味におきまして、やはり国民世論としてきまつたものには参画して参りたいといふことが不可分一体の議論でございします。私の会だけの議論で、私のほうが入れば医師会の先生が入つていただけない、医師会の先生が入れば私のほうは入らない、これでは私は申しわけないと思ひますので、さようなことは考えておりませんが、不可分一体といふことは、私の会自体それのみが申し上げておるというのではないのでございまして、相当がまんをいたしまして、やはり社会保険制度審議会、国民代表の機關の御決定の線に沿つて参りたい、かような意思でございします。

○委員長(高野一夫君) 参考人に対する質疑はまだいろいろありになると思ひますが、すでに六時過ぎたこととありますので、皆さん御迷惑であらうと思ひますので、まことに不満足ながら、この程度で終了したいと思ひます。

一言お礼を申し上げますが、参考人の皆さんは、先ほどお呼び申し上げたとおり、長時間をお待ちを願ひ、また、当委員会において長時間審議に協力を賜ひまして、まことにありがとうございます。

午後六時五十分散会

本日の委員会において決定した本委員会提出の法律案は次の通り。

一、榮養士法等の一部を改正する法律案

榮養士法等の一部を改正する法律案

(榮養士法の一部改正)

第一条 榮養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

この法律で管理榮養士とは、前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを行なう資格性を有する者として登録された榮養士をいう。

第五条中「榮養士の名称の下に」の語が「管理榮養士であるとき」は、管理榮養士の名称を含む。」を加へ、同条の次に次の四条を加へる。

第五條の二 榮養士であつて次の各号の一に該当するものは、厚生省に備へる管理榮養士名簿に登録を受け、管理榮養士になることができる。

一 厚生大臣の行なう管理榮養士試験に合格した者

二 第二条第一項第一号に規定する榮養士の養成施設(以下「養成施設」という。)のうち修業年限が四年であるものであつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものである管理榮養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

第五條の三 厚生大臣は、毎年少なくとも一回、榮養の指導に關する高度の専門的知識及び技能について、管理榮養士試験を行なう。

第五條の四 管理榮養士試験は、榮養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができる。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して榮養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において二年以上榮養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設(次号に該当する養成施設を除く。)を卒業して榮養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上榮養の指導に従事した者

三 修業年限が三年である養成

と、通例として、継続的に一回

する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の榮養正法第五条の三に規定する管理榮養士試験は、当分の間、その科目

改正前の栄養改善法第九条第三

号) (第三四五〇号) (第三四五一
 号) (第三四五二号) (第三四五三
 号) (第三四五四号) (第三四八九

する請願(第三三七八号)(第三三七九号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)

一六

紹介議員 櫻井 志郎君
この諸願の趣旨は、第三三二一号と同
じである。

十日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願
請願者 京都市東山区三条大橋

東二ノ六〇京都府ク
リーニング環境衛生同
業組合内 高橋義次
紹介議員 植垣弥一郎君

この請願の趣旨は、第三三一一号と同じである。

環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願
請願者 群馬県渋川市新町一、八八三群馬景クリニ

紹介議員
木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第三三三七三号 昭和三十七年四月二

十三日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願
請願者 京都市東山区三条大橋

東二ノ六〇(京都府)
リーニング環境衛生同
業組合内 横山一夫
紹介議員 大谷 登潤君

じである。

請願者 三重県亀山市御幸町二 三一ノ七〇三東美美容 業環境衛生同業組合亀 山支部内 伊東千代外 一名	紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三五二七号 昭和三十七年四月二 十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願（三 通）	する法律の一部改正に関する請願 請願者 東京都千代田区麹町一 ノ八東京都クリーニン グ環境衛生同業組合麴 町支部内 大和田文太 郎
紹介議員 井野 碩哉君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三五四号 昭和三十七年四月二 十五日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 熊本市新堀町一六 坂 本末喜外一名	第三五二四号 昭和三十七年四月二 十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 千葉県市川市菅野町三 ノ九七九千葉県クリー ニング環境衛生同業組 合内 小松崎博 合内 小松崎博 合内 小松崎博	請願者 香川県高松市藤塚町八 二香川県食肉販売業 環境衛生同業組合理事 長 川東通男外二名	紹介議員 下條 康啓君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。
第三四五一号 昭和三十七年四月二 十五日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願（二 通）	紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三五二八号 昭和三十七年四月二 十七日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願（十 通）	第三五三八号 昭和三十七年四月二 十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 千葉県八日市場市イ 二、五一四千葉県ク リーニング環境衛生同 業組合八日市支部内 角田要外二名
請願者 熊本県菊池市隅府町西 正願寺 小出浩吉外二 名	第三四八九号 昭和三十七年四月二 十六日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 鹿児島市武町二九八 南明吉外一名	環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 新潟県新発田市泉町新 潟県環境衛生同業組合 新発田支部内 中島甚 太郎外一名	請願者 愛知県安城市本町二九 中村嘉助外九名	紹介議員 加瀬 完君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。
紹介議員 野上 進君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三四五二号 昭和三十七年四月二 十五日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 長野県飯田市追手町一 長野県美容業環境衛生 同業組合下伊那支部内 南島八重	この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三五三〇号 昭和三十七年四月二 十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願（四 通）	第三五六五号 昭和三十七年四月二 十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市富士見町 七五埼玉県理容環境衛 生同業組合熊谷支部内 岡室治雄
紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三四九〇号 昭和三十七年四月二 十六日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願（十 四通）	この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	請願者 山口県萩市平安古町山 口県理容環境衛生同業 組合萩支部内 田島実 外四名	紹介議員 天田 勝正君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。
第三四五三号 昭和三十七年四月二 十五日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 北海道空知郡奈井江町 北海道クリーニング環 境衛生同業組合空知支 部内 脇山武男	第三五〇五号 昭和三十七年四月二 十六日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願 請願者 熊本市出水町国府九〇 一 可兒明外一名	紹介議員 西川 甚五郎君 この請願の趣旨は、第三三一一号と同 じである。	第三五三七号 昭和三十七年四月二 十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願	第三五八九号 昭和三十七年四月二 十八日受理 環境衛生関係営業の運営の適正化に關 する法律の一部改正に関する請願

請願者 石川県金沢市大手町四

三石川県理容環境衛生
同業組合金沢支部内
下川勇

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三五九〇号 昭和三十七年四月二
十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関
する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿兒島市樋出口町本通
り八一 寺園哲八外一
名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三五九一号 昭和三十七年四月二
十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関
する法律の一部改正に関する請願(十
二通)

請願者 愛知県瀬戸市仲ノ切町
四九 浅井末吉外十一
名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三三一四号 昭和三十七年四月二
十日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字湯野
浜字浜泉四四湯野浜
恩園内 小田島軍八
外二十三名

紹介議員 村山 道雄君
わが国の高齢人口は、逐年増加の傾向

にあり、十年後には一千万人を越える
状態に、社会及び家庭にあつて、老人
の福祉を進め、その生活の安定を図る
ことが刻下の急務であることは、広く
一般の認めるところであるが、各種法
律にそれぞれ老人福祉を取り上げら
れ、また、行政施策としても行なわれ
てゐるとはいへ、その間における有機
的関連が薄いのには遺憾である。か
ら、老人福祉の向上発展のため、その
基本的根拠となる老人福祉法をすみや
かに制定せられたいとの請願。

第三三一五号 昭和三十七年四月二
十日受理

老人福祉法制定に関する請願(九通)

請願者 岡山県玉島市川崎町
二、六五一 森永広吉
外千四十九名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三三二七号 昭和三十七年四月二
十日受理

老人福祉法制定に関する請願(六通)

請願者 岡山県倉敷市連島町
島新田二四〇 石井寛
太外千九百九十七名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三三六八号 昭和三十七年四月二
十日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 岐阜県掛妻郡掛妻川町
岐阜県養老事業協会内
井川全綱外十六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三三七一号 昭和三十七年四月二
十三日受理

老人福祉法制定に関する請願(四十九
通)

請願者 千葉県印旛郡富里村二
区 平山榮吉外二千百
九十五名

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四一一号 昭和三十七年四月二
十四日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡本郷村
大字川端長野県養老事
業連盟内 林駿外十八
名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四二八号 昭和三十七年四月二
十五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市成子町一
三六 木全富雄外三十
一名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四二九号 昭和三十七年四月二
十五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 兵庫県宍粟郡山崎町大
才町兵庫県宍粟郡老人

会連合会内 入江栄太
郎外三十六名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四三〇号 昭和三十七年四月二
十五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大
門町 秋山真男外五百
四十八名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四四四号 昭和三十七年四月二
十五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 東京都西多摩郡日の出
村大字平井九〇 平
山良助外二十二名

紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四四五号 昭和三十七年四月二
十五日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 鹿児島市西田町八 吉
原宗衛外三百十八名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三四九二号 昭和三十七年四月二
十六日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 鹿児島市下田町六二八
精松近外百二十一名

この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三五七四号 昭和三十七年四月二
十八日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 富山県高岡市住吉町八
三七 金森次平外千八
百三十三名

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三五八五号 昭和三十七年四月二
十八日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 鹿児島県大口市針持一
二一八 針持俊熊外百
三十一名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第三三一四号と同
じである。

第三三六九号 昭和三十七年四月二
十日受理

医療類似行為の制度化に関する請願

請願者 千葉県長生郡長柄町味
庄一一 関口直
一

紹介議員 木島 義夫君
療術(医療類似行為)は、古くから伝
わる民間療法が西洋医学の影響を受け
て、次第に発達した無害有効な療術で
あつて、三十年來国民の健康増進に寄
与し、公共の福祉に貢献しており、そ
の存在の必要性については識者も認め
てゐるところであるが、悪徳業者の発
生を防止し、業者の資質の向上を図つ
て、健全な医療行政確立に資するため
には、療術の制度化が絶対必要である
と考える。また、第三十九回国会衆議

院社会労働委員会、療術の三年延期が審議された際に行なわれた附帯決議の趣旨を尊重する見地からも、すみやかに本業を制度化してその要望にこたえるべきであるから、業者が長年希望しているところの、療術(手技・電気・光線・温熱・刺激)の新規開業、学校教育と試験免許・既存業者の既得権の尊重、事由ある失格者の救済の四原則を骨子として、これが制度化を実現せられたいとの請願。

第三三八九号 昭和三十七年四月二十三日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 奈良県天理市丹波市町 九六 藤井作之

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三三六九号と同じである。

第三四九九号 昭和三十七年四月二十六日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎村大 下岩崎一、一九九 飯田英樹

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第三三六九号と同じである。

第三五二三号 昭和三十七年四月二十七日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 茨城県結城市立町 小林彦次郎

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三三六九号と同じである。

第三五八三号 昭和三十七年四月二十八日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市小目 町七八九 川松美代

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第三三六九号と同じである。

第三六一六号 昭和三十七年四月二十日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 宮城県栗原郡雫沢町細 倉飯山柳沢七七ノ一 桜田俊雄

紹介議員 高橋進太郎君

元南満洲鉄道株式会社職員であつて、(一)軍事輸送業務に従事し、これに基因して死亡または負傷した者、(二)ソ連・中共に抑留され、また、戦犯の取扱いを受けた関東軍特殊機関派遣者、ハルビン鉄道局分室勤務者、新京調査室勤務者、ハイル鉄道管理局管内勤務者、その他これらに準ずる者で抑留中死亡した者または病氣帰国後死亡した者、(三)満洲特殊地帯勤務者で、ソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者等については、当時の満鉄業務の特殊性を勘案され、これを軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用せられたいとの請願。

第三三八八号 昭和三十七年四月二十三日受理

元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願

請願者 愛媛県今治市駅前広小路 寄野美枝外一万六千三百四十二名

紹介議員 堀本 宜実君

請願者 宮城県古川市稲葉字並 柳一一五ノ二 鶴田広助

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第三六一六号と同じである。

第三三六七号 昭和三十七年四月二十一日受理

人命尊重に関する請願

請願者 大分県別府市上田ノ湯 二二三組 玉垣八千代外一万一千六百四十九名

紹介議員 後藤 義隆君

今日、わずかの理由による殺人及び性道徳の乱れ等、社会悪の根元とみられるものは、いろいろあるが、そのうち最も大きなものは、優生保護法第十四条第一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉が、むやみに拡大解釈されていること、同じく五号の「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」という規定が、私通乱婚者の中絶に悪用されていることによつて、いと考えられるから、この四号及び五号に関して、考慮せられたいとの請願。

第三三九〇号 昭和三十七年四月二十三日受理

人命尊重に関する請願

請願者 愛媛県今治市駅前広小路 寄野美枝外一万六千三百四十二名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三九一号 昭和三十七年四月二十三日受理

人命尊重に関する請願(七通)

請願者 大分県大分郡大南町利 光 高橋安男外九百六十二名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四九一号 昭和三十七年四月二十六日受理

人命尊重に関する請願(三十八通)

請願者 静岡県駿東郡小山町茅 沼 中村よね外五百六十三名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三七六号 昭和三十七年四月二十三日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都品川区中延五ノ 八一五 元芳照夫外二百九十九名

紹介議員 岩間 正男君

ここ数年の経済成長は、欧米諸国と比較した場合にも類例をみない生産の上昇をもたらしている。昨年の春闘における三千円程度の賃上げも、はげしい物価の値上がりと生活水準の向上の中で、生活は苦しくなっており、雇用労働者二千万人のうち、年収八万円以下の労働者は四百五十万人というように、依然として日本の低賃金は解消

されていないばかりか、今日の技術革新、合理化の進む中で新規労働力や技能労働者の不足からくる初任給の上昇を業者間協定によつておさへようとしている。しかし、現行最賃法は、労働者自身が認めているように、現実の賃金水準に比較して低すぎる最低賃金としての効果を失いつついる。全国一律八千円の最低賃金制を法制化する客観的条件は初任給の上昇などによつてとのつてきているから、今国会において現行最賃法を廃し、全国一律八千円の最低賃金制を法制化せられたいとの請願。

第三四五六号 昭和三十七年四月二十五日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町 鬼神 山谷静江外千九百五十九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第三三七六号と同じである。

第三四五七号 昭和三十七年四月二十五日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 高知県香美郡物部村中 津尾 田中徹夫外千四百九十一名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第三三七六号と同じである。

第三五四三号 昭和三十七年四月二十八日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立に關する請願

請願者 神奈川県川崎市小田町二ノ三八 小泉澤美外七百二十五名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三三七六号と同じである。

第三五四号 昭和三十七年四月二十八日受理

全国一律八千円の最低賃金制確立等に關する請願

請願者 東京都大田区西六郷二ノ八 太平芳明外九千五百名

紹介議員 野坂 参三君
日本のどこでも八千円以下の賃金で人を雇つてはならないという法律を立法すること、また公共料金(鉄道運賃、郵便、電力、ガス、水道料金など)を中心とする物価値上げを阻止すること、これらは全国民の緊急の要求である。さらに全労働者の要求である「労働基準法の完全実施」「ILO条約の即時批准」についても即刻取り上げられたい。右の事項を直ちに国会で審議し、全国民の声を正しく反映されるよう善処せられたいとの請願。

第三三七七号 昭和三十七年四月二十三日受理

国民医療改善等に關する請願

請願者 大分県別府市上原区中島初男外五百三十五名

紹介議員 須藤 五郎君
軍備拡張、軍事力の増大をやめ、真に国民、労働者の生活を保障し、失業、貧乏、病気をなくすよう、(一)医療労働者の大幅賃上げ、大幅増員をすみやかに進め、(二)医療費を国と資本家負担で引き上げ、制限診療を撤廃し、療養費払い、差額徴収を絶対に行わないこと、(三)健康保険、国民健康保険の国庫負担を大幅にふやし、本人、家族とも十割給とすること、(四)日雇健康保険の国庫負担を五割以上とし、健康保険並みの給付とすること、(五)結核治療費を全額国庫負担とし、患者、家族の生活を保障すること、(六)職業病を単独立法とすること、(七)伝染病予防法を改正し、ポリオ生ワクチンの二十才まで無料接種、流感予防ワクチン接種等を法制化すること、(八)生活保護基準額を二倍にし、生活保護法を改正すること、(九)家族手当法を確立すること、(十)失対貸金を六百円、二十五日就労一万五千円とすること、(十一)失業保険の給付は、賃金の八割給付を二年以上とすること、(十二)職業訓練機構を民主化し、施設を拡充すること、(十三)掛金なしの無拠出年金を全国民に適用し、年金額を引き上げる、(十四)厚生年金の定額部分を六千円とし、資格期間は十五年、老年年金は五十才から支給すること、(十五)厚生年金の改悪、企業年金との調整は行なわれないこと、(十六)国家公務員共済組合の国庫負担の増額、労働者負担の軽減、管理運用を民主化する、(十七)地方公務員共済組合の新制度きりかへは、既得権及び民主的管理を保障し、国庫負担をふやすこと、等の実現を期せられたいとの請願。

第三三七八号 昭和三十七年四月二十三日受理

医療労働者の賃金引上げ等に關する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町上清戸六一三 小林ミヨシ外千名

紹介議員 野坂 参三君
医療労働者の低賃金と劣悪な労働条件を改善するため、(一)医療労働者の大幅賃上げと全国一律最低賃金一万円を直ちに法制化すること、(二)医療労働者の労働時間を週四十四時間に短縮すること、(三)三次の態勢がとれるよう医療労働者を大幅に増員すること、イ、看護単位を二病四十床以下とし、重症患者には一人看護を実施し産科には新生児に見合う看護力を配置すること、ロ、夜勤はすべて二名以上とし、一箇月の夜勤回数は月の四分の一以下とすること、ハ、外来待ち時間を短くするよう人員を配置すること、(四)病院の統廃合計画を直ちに中止すること、(五)小児マヒ対策として二十歳まで全員無料生ワクチンを投与すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七部 社会労働委員会会議録第二十六号 昭和三十七年五月四日【参議院】

相馬ゆきえ外五百名
この請願の趣旨は、第三三七八号と同じである。

請願者 秋田県大館市金坂 泉保子外九百九十九名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は第三三七八号と同じである。

第三四二二号 昭和三十七年四月二十四日受理

栄養士法改正に關する請願

請願者 秋田市川尻八十刈一ノ一 県庁厚生部公衆衛生課内社団法人日本栄養士会秋田支部内 竹村 隆

紹介議員 松野 孝一君
現行の栄養士法は終戦後の食糧事情の改善指導のため国家的な要請により急速に指導者が必要としたために制度化された臨時的な制度であるが、終戦後十六年を経過した今日、飛躍的な学問の進歩とその学問の応用である栄養改善の知識の高度化に伴い栄養士の資質がこれにこたえ得るようにならなければならなくなつた。しかるに現行栄養士法の制度では真に国民が求めているような職業人としての栄養技術者を養成することはほとんど不可能であるから、国民の要求にこたえることのできる栄養士を養成するために早急に現行栄養士法の改正を実現せられたいとの請願。

第三四〇三三号 昭和三十七年四月二十三日受理

医療労働者の賃金引上げ等に關する請願

請願者 新潟県南魚沼郡大和町舟ヶ沢 関一外千名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三三七八号と同じである。

第三四二〇号 昭和三十七年四月二十四日受理

社会保険診療の地域差撤廃に關する請願(二通)

請願者 京都府乙訓郡向日町大字寺戸小字西田中瀬一〇 辻一外千八百八十九名

第三四二二二号 昭和三十七年四月二十五日受理

外傷性せき髄損傷患者の休業補償引上げ等に關する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療友会内 腰越虎雄

紹介議員 徳永 正利君
外傷性せき髄損傷患者の生活は極度に困難しているから、これを救済するため、労働者災害補償保険法に關し、(一)外傷性せき髄損傷患者の長期傷病給付及び休業補償の給付率を百パーセントに引き上げること、(二)外傷性せき髄損傷患者の中でとくに補償給付及び長期給付が七百円以下の低額である障害者の平均賃金を七百円まで引き上げ、その百パーセントを支給すること、(三)長期傷病者補償の第一種傷病給付を受けている外傷性せき髄損傷患者の医療費を全額国庫負担にすること、(四)旧けい肺等特別保護法及び臨時措

置法の適用を受けないで労働者災害補償保険法が打ち切りとなつた外傷性せき腫瘍患者に長期傷病者補償を適用すること、(五) 昭和三十一年四月一日以後に受傷した外傷性せき腫瘍患者に打ち切り補償を支給すること、(六) せき腫瘍患者専門の家族とも入所できる職業補導施設を設置すること、(七) 長期給付から厚生年金(障害年金)の五十七・五パーセント相当額を減額することはこれを廃止すること、(八) 遺族補償の通減給付は廃止し、平均賃金の千分を支給すること、(九) 長期給付のスライドは全国労働者の平均賃金が十パーセント変動した場合に実施すること、(一〇) せき腫瘍患者の長期傷病認定基準を大幅に緩和すること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 平島 敏夫君
国立宮崎療養所は、戦時態勢下において急造された降下部隊の兵舎とこれに隣接して建設された唐瀬原陸軍病院とが合併連結されて、昭和二十年十二月に国立唐瀬原病院として発足したもので、建築後二十余年を経過しており、しかも骨材が松材であるため、ありによる被害がひどく、老朽による危険度がますます高くなつて放置できない実情にあるから、すみやかにこれが改築を実現せられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療養友会内

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療養友会内

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
外傷性せき腫瘍患者の休業補償引上げ等に関する請願
紹介議員 東京都大田区森ヶ崎五、七七五東京労災病院内脊損患者療養友会内

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

請願者 愛知県半田市亀崎高根町七ノ九六 荒川周一 外一名
紹介議員 天竺 良吉君
最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一) 第二条一項中「六箇月以上」の字句及び同項(昭和十四年十二月二十二日閣議決定満州国開拓民に関する件に基づく開拓民について、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)までの字句、及び同条二項「六箇月以上」の字句、同条三項「六箇月以上」の各字句を削除すること、(二) 第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三) 第八條三項中「で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの」の字句を削除すること、(四) 第六條全文削除すること、(五) 第九條一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六) 第十八條中の「五年間行なわれないとき

は、「の字句の五年を七年に改めること等の措置を講じ、四百万引揚者の不満をすみやかに解消せられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十通)
請願者 名古屋北区楠木町如意一八五住宅五区三十号千種区引揚者更生会内 古庄真次郎外九名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 名古屋瑞穂区亀城町四ノ三 本田重徳外十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第三四三三号と同じである。

れず、薬局においてはなん等制限のない普通薬品が薬種商の店で売られる場合は制限があり、又、今まで店のすべてを切り回していた婦人が、資格者の夫に死なれ、試験を受け合格しても、その後の取扱薬品は大幅に制限されるため営業ができないうるようになり、憲法第十四条の精神に反し、国会審議を輕視し、国民の選法精神を消滅させ、薬種商の取扱薬品に大制限を加えた昭和三十六年二月一日付の厚生省令は、即時撤廃せられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三四四号 昭和三十七年四月二十五日受理
薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願(五通)
請願者 長野県南佐久郡高野町 長野県薬業士会連合会内 高見沢正衛
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

請願者 静岡縣沼津市獅子浜二

三九ノ二 小早川一三
外四名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三四五八号と同じである。

第三四六一号 昭和三十七年四月二

十五日受理

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願
(十通)

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 広瀬栄次郎外十七名

紹介議員 山本 杉君

戦傷により、終身複雑なる介護と療養を要する国立箱根療養所に入所中の戦傷病者のために、重度せき髄損傷患者専用の病とうを建設せられたとの請願。

第三四六二号 昭和三十七年四月二

十五日受理

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願
(十通)

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 山田光太郎外十八名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三四六一号と同じである。

第三四九三号 昭和三十七年四月二

十六日受理

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 北川渡外十四名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第三四六一号と同じである。

第三五三十一号 昭和三十七年四月二

十八日受理

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願
(九通)

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 上南義則外十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三四六一号と同じである。

第三五七三三号 昭和三十七年四月二

十八日受理

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願
(十通)

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 樋口米雄外十七名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三四六一号と同じである。

第三四六三三号 昭和三十七年四月二

十五日受理

保育所予算増額に関する請願
請願者 広島県福山市御幸町中
津原 梓田幸子外四百
八十八名
紹介議員 須藤 五郎君

よつて、母の手を奪われた児童の数はますますふえており、保育所を望む声は日をおつて高まっていますから、児童福祉法の精神に基づいて国家が児童擁護の責任を完全に果たすよう、(一)乳児施設と年間の新設数をふやし、(二)乳児施設に建築できる坪単価(六万五千円)で予算を計上すること、(三)保育内容を改善するため、保育母は、労働基準法第八十二条該当の職種として八時間労働、民間保育母の給与は公務員と同等にすることともに、保育一人が担当する児童の数は、幼児二十人、乳児五人とし、他に予備保育一人をおくこと、(三)私立保育所に対し、新設、増設のための補助金を交付すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第三五一二号 昭和三十七年四月二

十七日受理

失業対策労働者の賃金引上げ等に関する請願
請願者 北海道室蘭市幌前町
川島弥市外六十四名

紹介議員 岩間 正男君

失業対策労働者は、地方住民の福祉に直接結合する作業に従事しているが、現行賃金はあまりにも低額であり、就働日数もまた少ないので、とうてい一家の生計を維持することは困難である。また、積雪寒冷地帯に欠くことのできない冬期燃料費についても、生活保護者は支給されているのに失業対策事業労働者には支給されておらず、まことに遺憾であるから、失対労働者について、(一)一日の賃金を二百六十円引き上げること、(二)日曜日以外に完全就働できるようにわくの拡大措置を講ずること、(三)積雪地帯に

は石炭手当を支給すること(平均三・三トン)等の実現を図られたいとの請願。

第三五三九号 昭和三十七年四月二

十八日受理

民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願(二十通)
請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三
ノ四 林生子外十九名

紹介議員 徳永 正利君

民間社会福祉施設従事者の給与は、一般産業従事者の給与に比して著しく低額であり、同種の事業に働く公務員と比較しても相当の開きがあり、加えてその勤務形態が長時間の拘束を余儀なくされる等の悪条件のため、職員は欠員を補充するのにも困難をきわめていた実情である。民間社会福祉施設は、国の委託をうけて、法令に基づく運営をしているものであつて、対象者の処遇については、公の施設となんら変わらない公的責任を持つているが、従事者の処遇が現状のままでは、従事者の質的後退をきたすことは必然であり、また、労働基準法に準拠した勤務体制をとることも不可能であつて、対象者の処遇についても人手不足によるサービスの低下を招来することになる。本施設の財源は、その大部分を国の措置費に依存しており、措置費予算の中に含まれる人件費は、公務員のベース・アップに伴つて、これに準じた引上げが行なわれているが、給与の算定基準が低いため、公私施設の給与格差は開く一方である。この際、民間施設従事者の給与の底上げを実施し、公私の社会福祉施設が相たえて国民のための社会福祉活動を続けることができるよ

う、国家予算(保護施設事務員・児童保護措置費補助金)を大幅に増額せられたいとの請願。

第三五四〇号 昭和三十七年四月二

十八日受理

低所得階層対策充実等に関する請願
(二十通)
請願者 東京都荒川区三河島町
九ノ一、九二七 伊東
数子外十九名

紹介議員 徳永 正利君

低所得階層対策の充実を図るため、(一)生活保護基準の二十二パーセント以上の引上げ、(二)民生委員、児童委員の活動については、(イ)世帯更生貸付資金の大幅な増額、(ロ)世帯更生運動推進指導のための経費(指導費、事務費、指導員費等)の増額、(ハ)心配ごと相談所の設置普及、(ニ)民生委員活動費の増額(互助共助事業への補助)、(ホ)授産施設の拡充、(ヘ)職業補導訓練の強化、(三)民間社会福祉施設の整備、(四)地域社会における社会福祉の向上に関する対策強化については、(イ)保健福祉地区組織の育成強化費の増額、(ロ)低水準地域の保健福祉施設の整備、(ハ)同和地区対策費の増額、(ニ)不良環境地区改善費の増額、(ホ)婦人保護更生対策費の増額、(ヘ)母子健康センターの設置、(ト)へき地保育所の設置補助、(チ)委託保育所に対する補助、等を早急に実現せられたいとの請願。

第三五四一號 昭和三十七年四月二

十八日受理

低所得階層対策充実等に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡赤碕町

福田信雄外二百六十七名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三五四〇号と同じである。

第三五四二号 昭和三十七年四月二十八日受理

低所得階層対策充実等に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町二三 渡辺うた子外二百七十七名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三五四〇号と同じである。

第三五七〇号 昭和三十七年四月二十八日受理

宗教学法人立保育施設の取扱い等に関する請願（七通）

請願者 東京都練馬区南大泉町三三六 井口四郎外二百三十六名

紹介議員 大谷 登瀛君

宗教学法人立保育施設は、歴史的にも公的性格を具備したものであり、公の支配を受け、個人経営とちがつた民主的経営がなされているものであるから、これを社会福祉法人保育施設と同様に認められたい。また、すでに社会福祉法人に切り替えた施設に対して、（一）宗教学法人代表役員が、当該社会福祉法人保育施設の代表役員となることのできる（二）当該社会福祉法人保育施設の解散の場合、その残余財産中、宗教学法人の寄付した部分は、その寄付者たる宗教学法人に帰属することができると、の二点を当該定款中に規定することを認められたいとの請願。

第三五七一号 昭和三十七年四月二十八日受理

宗教学法人立保育施設の取扱い等に関する請願

請願者 新潟県三島郡手板町豊田秀信外百七十八名

紹介議員 大谷 登瀛君

この請願の趣旨は、第三五七〇号と同じである。

第三五七二号 昭和三十七年四月二十八日受理

宗教学法人立保育施設の取扱い等に関する請願（二通）

請願者 東京都世田谷区新町一ノ六五ノ一 堀江礼子外七十六名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第三五七〇号と同じである。

第三五九二号 昭和三十七年四月二十八日受理

宗教学法人立保育施設の取扱い等に関する請願

請願者 島根県海士郡海士村大字海士四、九七〇ノ一 小出大信外百三十四名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第三五七〇号と同じである。

第三五九三号 昭和三十七年四月二十八日受理

宗教学法人立保育施設の取扱い等に関する請願（六通）

請願者 東京都練馬区南大泉五二六 安田和義外六十五名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三五七〇号と同じである。

第三五八六号 昭和三十七年四月二十八日受理

戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願

請願者 奈良市角振新屋町一谷井友三郎外一名

紹介議員 木村篤太郎君

今次の戦争において戦没した者の遺族のうち、妻及び直系血族のない老父母に対して年額三万六千円の特別加給金を支給するよう特別の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第三五八七号 昭和三十七年四月二十八日受理

戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（十三通）

請願者 秋田県湯沢市内郎町秋田県道連合会内 佐藤英夫外百七十五名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三五八六号と同じである。

第三五八八号 昭和三十七年四月二十八日受理

戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願

請願者 青森市新町五九 階上金四郎外一名

紹介議員 笹森 順造君 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第三五八六号と同じである。